

独立行政法人農畜産業振興機構の第1期中期目標期間業務実績評価シート

〔中期目標・中期計画の各項目ごとの評価〕

(◎大項目、○中項目、◇小項目(複数の指標として設定されたものを含む))

中期目標項目	中期計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p>				
<p>第2 業務の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>1. 大項目の評価結果 A</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「事業費の削減・効率化」、「業務運営の効率化による経費の抑制」、「業務執行の改善」、「業務運営能力の向上」、「機能的で柔軟な組織体制の整備」、「補助事業の効率化等」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画を十分に達成しているものと判断した。</p> <p>2. 3段階評価結果 ・中項目の総数:6 うち 評価Aの中項目数:6×2点=12点 評価Bの中項目数:0×1点=0点 評価Cの中項目数:0×0点=0点 合計 12点 (12/12=100%) ・評価結果:A</p> <p>3. 留意事項等 ① 「事業費の削減・効率化」については、平成14年度に比べ平成19年度実績で58%と、中期目標に照らし、十分に削減されている。 削減の主たる要因は、BSE発生後急落した肉用子牛の販売価格が堅調に推移したことによる肉用子牛生産者補給金交付の減少や国内産糖交付金交付の減少等である。このような価格安定・価格調整に係る事業費の削減については、</p>	

制度の特性から発生したものと認識する必要がある。  
一方、補助事業・情報収集提供事業に係る事業費についても、平成14年度に比べ平成19年度実績で59%と補助事業の見直し等を通じて十分に削減されている。

②「業務運営の効率化」については、本部事務所の統合、役員数等の削減、給与等の引下げを行ったほか、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、事務室の賃貸借契約等真にやむを得ないものを除き一般競争入札等へ移行するなど随意契約の積極的な見直しに取り組み、一般管理費（退職手当を除く。）を平成14年度に比べ平成19年度実績で20%抑制し、中期目標に照らし、十分に抑制されている。

「人件費の削減」については、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改訂部分を除く。）を平成17年度に比べ、平成19年度実績で4.5%削減し、十分に削減されている。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇級幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費削減に取り組んでいる。

なお、平成19年度の地域・学歴別のラスパイレス指数は、平成16年度の116.4から111.9へと4.5ポイント低下し、人件費の削減に積極的に取り組んでいる。

③「内部監査体制の充実強化」については、内部監査を行う専門の部署を設け、内部監査規程及び内部監査マニュアルを制定した上、計画的に内部監査を実施している。

なお、平成16年度においては、監査体制（内部監査マニュアル等及び監査方法）が、特定非営利活動法人情報公開市民センターの「特殊法人等の監査体制ランキング」において、調査対象全53法人中2位、小規模法人19法人中1位にランク付けされている。

また、入札・契約の実施については、平成15年10月に策定した「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」を必要に応じて見直しを行うとともに、適正な実施に向けたチェック体制が整備されている。また、監事監査において「契約の状況」に係る監査が行われ、監事監査報告書においても、平成18年4月に随契審査委員会を設置する等、従前から随意契約の適正化に努めてきており、契約の適正化に向け随意契約の割合（契約金額比）が着実に改善されているとの報告がなされている。今後は一般競争及び企画競争に付した契約案件について、競争によるメリットがより一層享受できるよう、入札の方法の改善等、さらに工夫を行うことを期待する。

④「業務運営能力等の向上」については、平成15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき策定した年度当初計画に加え、必要に応じ

1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

○1 事業費の削減・効率化

(事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比)  
削減目標は、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)事業費に対して、

[①平成15年度～18年度までの指標]

平成15年度=10%×0.5/4.5  
平成16年度=10%×1.5/4.5  
平成17年度=10%×2.5/4.5  
平成18年度=10%×3.5/4.5

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

て追加して研修等を実施している。その実績については、修了証や報告書の提出を受け参加者の習得度の把握にも努めている。

⑤「機能的で効率的な組織体制の整備」については、機構の発足に伴い、旧農畜産業振興事業団と旧野菜供給安定基金の事務所及び総務・経理部門を平成15年に統合した。また、平成19年度の制度の変更に伴い、新たな砂糖・でん粉業務を円滑に実施するため、特産関係部の組織を見直し・再編した。さらに、組織全体の合理化の観点から本部・地方事務所を一体的に見直し、平成17年度に神戸事務所を廃止、平成19年度に東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の事務所等を廃止するとともに、砂糖・でん粉関係の交付金交付業務を的確に実施するため鹿児島事務所を開設、この結果、地方事務所等を11から3に再編・合理化した。  
また、高病原性鳥インフルエンザ等の緊急的・横断的な課題の発生に際しては、各部の関係者をメンバーとする対策本部やプロジェクト・チームを立ち上げ、機動的に対策を実施するなど、農畜産業をめぐる情勢の変化等に的確に対応している。

指標の総数: 5  
評価aの指標数: 5×2点=10点  
評価bの指標数: 0×1点=0点  
評価cの指標数: 0×0点=0点  
合計 10点 (10/10=100%)

【事業報告書の記述】

「事業費の削減・効率化」については、中期目標期間中の事業費(BSE関連の補助事業を除く。)を、平成14年度に比べ平成19年度実績で58%に抑制した。

年度	15	16	17	18	19
対14年度抑制率(%)	81	80	61	55	58

A

15年度

a

16年度

a

17年度

a

18年度

a

19年度

a

		<p>〔②平成19年度の指標〕  平成19年度=10%×4.5/4.5  (平成19年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合いは、aが100%以上、bが70%以上100%未満、cが70%未満とする。)</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、BSE関連の補助事業及び経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。</p>														
<p>2 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費(退職手当を除く。)について、汎用品の活用等による調達コストの節減等に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。</p>	<p>2 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費(退職手当を除く。)について、予算の執行管理体制の整備、役職員のコスト意識の徹底、本部事務所の統合、汎用品の活用等による調達コストの節減、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、電子化の一層の推進による事務処理の合理化、業務の適切な進行管理等により業務の効率化に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。</p>	<p>○2 業務運営の効率化による経費の抑制  (縮減方策の具体化等を取りまとめた効率化推進方針の内容と、同方針を実施した結果との対比)</p> <p>◇(1) 経費の抑制  ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった  b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>指標の総数: 24  評価aの指標数: 24×2点=48点  評価bの指標数: 0×1点=0点  評価cの指標数: 0×0点=0点  合計 48点 (48/48=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】  「業務運営の効率化」については、一般管理費(退職手当を除く。)を平成14年度に比べ平成19年度実績で20%削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1249 1082 1971 1141"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対14年度抑制率(%)</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特記事項】  具体的な取組  15年度: 本部事務所の統合、役員数の削減、人件費の抑制等  16年度: 公用車の削減、地方事務所の賃借料の引き下げ等  17年度: 給与等の引下げ、管理職割合の引下げ等  18年度: 人件費の抑制、管理職割合の引下げ等  19年度: 管理職手当の定額化、管理職割合の引下げ、人事院勧告の不採用(扶養手当を除く。)</p>	年度	15	16	17	18	19	対14年度抑制率(%)	16	14	19	19	20	<p>A</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
年度	15	16	17	18	19											
対14年度抑制率(%)	16	14	19	19	20											

【参考】

(随意契約の見直し)

平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることができる場合を定める要件について、国の基準との整合性を図るために契約事務細則を改正したほか、機構が締結した契約(少額随意契約を除く)について定期的に機構ホームページにおいて公表した。また、これまで随意契約であったものについて、随意契約等審査委員会に諮った上で法令等で契約の相手方が明示されている等随意契約によらざるを得ないものを除き一般競争入札等へ移行した。

- ② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し  
 a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

事務処理の迅速化を図る観点から実施した決裁期間の確認等、日常業務の点検を行い、決裁期間の短縮を行った。

年度	15	16	17	18	19
平均決裁期間(業務日)	5.0	4.2	3.5	3.4	3.1

平成16年度以降の評価指標

【特記事項】

平成19年10月からの新たな砂糖・でん粉業務の効率的な実施に伴い、本部、地方事務所の組織、システム等、業務体系を構築した。

- a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標

- ③ 電子化による事務処理の合理化  
 a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

電子化による事務処理の合理化の一環として、「ペーパーレス化推進方針」(平成16年3月24日付け15農畜機第2848号)を策定し、両面コピーの徹底及び機構内ホームページの活用による情報共有を推進した結果、平成15年度を基準として、4年間でコピー枚数を24%、コピー用紙の購入量を28%削減した。

年度	15	16	17	18	19
削減状況	(基準)				
コピー枚数 (千枚)	5,289	4,015	3,492	3,432	3,999
	—	△24%	△34%	△35%	△24%
用紙購入量 (千枚)	5,519	4,643	4,574	4,345	4,001
	—	△16%	△17%	△21%	△28%

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

(2) 「行政改革の重要方針」  
 (平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行う。  
 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。

(2) 「行政改革の重要方針」  
 (平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて人件費について5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行う。なお、平成18年度以降2年間に少なくとも人件費の2%を削減する。  
 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の

- ④ 業務の適切な進行管理  
 a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標

- ◇(2) 人件費の削減  
 ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比  
 a: 達成度合は、100%以上であった  
 b: 達成度合は、70%以上100%未満であった  
 c: 達成度合は、70%未満であった

平成18年度以降の評価指標

- ② 給与構造の見直しの推進  
 a: 取り組みは十分であった

また、情報セキュリティ対策を講ずることにより、ホームページをはじめとする機構内部のネットワークに対する外部からの攻撃やコンピュータウイルスの感染等を回避し、情報漏えい等も発生しなかった。更に、農林水産省に対し、通則法及び業務方法書に基づく各種規程の届出について電子申請化を実現した。

一般管理費予算の執行に係る進捗状況について、定期的に確認を行うとともに、当該情報を関係部と共有し、一般管理費の削減に向けた適切な進行管理を実施した。  
 また、業務運営の効率化のため、具体的なスケジュールについて、各部署ごとに整理し、毎月更新するなど、適切な進行管理を実施した。

「人件費の削減」については、平成17年12月1日から人件費改革として給与水準及び管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成19年度からは新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。  
 このことから、人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、平成17年度比で平成19年度実績は4.5%削減した。また、勤務地や学歴構成を反映した地域別・学歴別のラスパイレース指数(対国家公務員給与指数)については、平成16年度116.4から平成19年度111.9と着実に低下してきた。

年度	15	16	17	18	19
対17年度削減目標(%)	-	-	-	1.0	2.0
対17年度削減率(%)	-	-	-	1.3	4.5

平成17年度以降、毎年度、役員、総括調整役の報酬・給与の▲1.4%の削減、部長クラスの▲0.8%をはじめとした職員の本俸水準の引下げ

15年度 a  
 16年度 a  
 17年度 a  
 18年度 a  
 19年度 a  
 18年度 a  
 19年度 a  
 18年度 a

<p>平成18年度以降の目標</p> <p>3 業務執行の改善 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する等業務執行の改善を図る。</p>	<p>見直し」を着実に推進する。 平成18年度以降の計画</p>	<p>b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成18年度以降の評価指標</p>	<p>を実施するとともに、部長・課長級の職務手当の▲2.5%引下げ及び定額化(平成18、19年度)、管理職割合の引下げ等を実施した。また、平成19年度は、本俸、期末手当等の引上げを内容とする人事院勧告を不採用とした。</p>	<p>19年度 a</p>
	<p>3 業務執行の改善</p>	<p>○3 業務執行の改善</p>	<p>指標の総数: 52 評価aの指標数: 52×2点+2点=106点(S評価の2指標を含む。) 評価bの指標数: 0×1点=0点 評価cの指標数: 0×0点=0点 合計 106点 (106/104=101.9%)</p>	<p>A</p>
	<p>(1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>◇(1) 業務全体の点検・評価</p> <p>① 内部評価部門の整備、第三者機関の設置[15年度のみ] a: 設置した c: 設置しなかった</p> <p>② 四半期ごとの点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理 分母を四半期ごとの年4回とし、分子を業務運営の進行管理を実施した回数とする。 a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p> <p>③ 第三者機関による点検・評価のための、各四半期終了後を目途にした業務の進行状況の</p>	<p>【事業報告書の記述】 機構業務の点検・評価を行うため、内部評価部門として、機構発足と同時に企画調整部企画評価課を設置した。 また、業務実績の自己評価結果について第三者の意見を聴くため、外部の専門家・有識者等から成る農畜産業振興機構評価委員会を設置した(農畜産業振興機構評価委員会設置要領:平成15年10月28日付け15農畜機第558号)。</p> <p>年度計画を具体化するための「具体化推進シート(工程表)」を年度初めに策定し、業務を計画的・効率的に実施した。 また、四半期ごとに実施した理事長ヒアリングの際に工程表の内容と実績を比較することにより、業務の進捗状況の点検・分析を通じた業務運営の進行管理を行った。</p> <p>〔特記事項〕 工程表の作成や進捗状況の点検等においては、理事長自らが、役職員から業務の実施状況等を直接聴取し、業務の方針等を直接指示した。</p> <p>四半期ごとの工程表に基づく理事長ヒアリングの際に、業務の進捗状況の自己評価も併せて実施した。</p>	<p>15年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p> <p>15年度 a</p>

	<p>自己評価 分母を四半期ごとを目途にした年4回とし、分子を自己評価を実施した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上 100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>		a 17年度 a 18年度 a 19年度 a
④	<p>第三者機関による業務の点検・評価の実施[16年度以降の指標]</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>各年度終了後に、機構評価委員会を開催し、各年度の業務実績等について審議を行った。</p> <p>[評価委員会開催日] 今後の評価について : (第1回)平成15年11月4日 15年度業務実績 : (第2回)平成16年5月13日 16年度業務実績 : (第3回)平成17年5月19日 17年度業務実績 : (第4回)平成18年5月16日 18年度業務実績 : (第5回)平成19年6月21日</p>	15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a
⑤	<p>第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映[16年度以降の指標]</p> <p>a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p>	<p>委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を図った。</p>	15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a



(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	<p>a: 反映した又は必要がなかった  c: 必要はあったが反映しなかった  平成15年度までの評価指標</p>		19年度 a
	<p>◇(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>① 業務執行規程の整備[15年度のみ]  a: 整備した  c: 整備しなかった</p> <p>② 第三者機関の設置[15年度のみ]  a: 設置した  c: 設置しなかった</p> <p>③ 進行管理の的確な実施  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>a: 実施した  c: 実施しなかった  平成15年度までの評価指標</p> <p>④ 事業の達成状況等の自己評価 [16年度以降の指標]  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正執行を図るため、新たに「補助事業に関する業務執行規程」を策定した(平成15年12月18日付け15農畜機第1219号)。その際、野菜農業振興事業も含めて策定し、機構全体の補助事業の一層の効率的かつ透明性の高い執行を図ることとした。  また、機構の発足に伴い、野菜農業振興事業等についても補助金適正化法の適用を受けることとなったため、補助実施要綱の見直しを行った。</p> <p>補助事業の達成状況等の自己評価結果等について第三者の意見を聴くため、補助事業に関する第三者委員会を設置した(補助事業に関する第三者委員会設置要領:平成16年2月18日付け15農畜機第2037号)。</p> <p>四半期ごとの進捗状況の点検・評価に係る理事長ヒアリングの際に、補助事業実施各部における進行管理システムに基づく補助事業の進行管理の実施状況を確認した。</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行い、各年度終了後に開催した補助事業に関する第三者委員会に向けて、それらの結果の取りまとめを行った。</p>	15年度 a  15年度 a  15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度

	<p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>		a
			18年度 a
			19年度 a
	<p>⑤ 第三者機関による事業の審査・評価 [16年度以降の指標]</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>各年度終了後、前年度の補助事業の実績(達成状況等)、当該年度の補助事業の実施状況(審査状況等)等について、年度末に当該年度の施設整備事業の事後評価結果(15年度を除く)、翌年度の補助事業の概要等を議題とする補助事業に関する第三者委員会を開催し、審議を行った。</p> <p>また、19年度においては、機構の整理合理化案に明記された畜産業振興事業の事業実施主体の選定に係る公募制等を議題として、11月に当該委員会を開催し、審議を行った。</p> <p>[補助事業に関する第三者委員会開催日]</p> <p>15年度：(第1回)平成16年3月26日 16年度：(第2回)平成16年7月28日、(第3回)平成17年3月29日 17年度：(第4回)平成17年6月27日、(第5回)平成18年3月28日 18年度：(第6回)平成18年6月28日、(第7回)平成19年3月27日 19年度：(第8回)平成19年6月25日、(第9回)平成19年11月12日、(第10回)平成20年3月26日</p>	15年度 a
			16年度 a
			17年度 a
			18年度 a
			19年度 a
	<p>⑥ 必要に応じた業務の見直し [16年度以降の指標]</p> <p>a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した又は必要がなかった c: 必要はあったが実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>補助事業に関する第三者委員会終了後、指摘等の内容を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。</p>	15年度 a
			16年度 a
			17年度 a
			18年度 a
			19年度 a
(3) 業務運営を横断的に監	◇(3) 内部監査体制の充実・強化	【事業報告書の記述】	15年度

査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化するとともに、平成15年度末までに内部監査マニュアルを作成し、内部監査マニュアルに基づき業務の適正化を図る。

- ① 業務運営を監査する体制の充実・強化、内部監査マニュアルの作成[15年度のみ]  
 a: 実施した  
 c: 実施しなかった
- ② 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施  
 分母を内部監査年度計画(15年度は内部監査実施計画)における対象業務の数とし、分子を内部監査を実施した業務の数とする。  
 a: 達成度合は、100%であった  
 b: 達成度合は、50%以上100%未満であった  
 c: 達成度合は、50%未満であった

業務運営を横断的に監査・監視するため、内部監査部門として、機構の発足と同時(平成15年10月1日)に業務監査室を設置した。  
 また、内部監査の実施のため、内部監査規程(平成15年10月1日付け15農畜機第554号)、内部監査規程実施要領(平成15年12月19日付け15農畜機第1389号)を制定の上、内部監査マニュアル(平成16年1月22日付け15農畜機第1814号)を制定するとともに、組織の改編等に伴い必要な見直しを行った。

内部監査年度計画に掲げる36業務について、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、その結果として内部監査報告書を理事長へ提出した。

【達成度合等】

- 15年度100%(3業務/3業務)
- 16年度100%(7業務/7業務)
- 17年度100%(5業務/5業務)
- 18年度100%(10業務/10業務)
- 19年度100%(11業務/11業務)
- 合計 100%(36業務/36業務)

〔特記事項〕

1) 16年度においては、当機構の監査体制(内部監査マニュアル等及び監査方法)が、平成16年8月、特定非営利活動法人情報公開市民センターの「特殊法人等の監査体制ランキング」において、調査対象全53法人中2位、小規模法人19法人中1位にランク付けされた。

17年度においても、ランク付けにふさわしい監査体制の下、厳格な監査を実施した。

なお、当該ランキングが新聞等に掲載されたこともあって、多くの独立行政法人等から問合せがあり、それらに対して積極的に情報を提供した。

〔評価されたポイント〕

- ・ 監事監査以外に内部監査を行っている
- ・ 詳細なチェックリストがある
- ・ 報告書に実効性がある
- ・ 回答を期限付きで求めている等

2) 18年度においては、機構業務の執行に当たって効率性等の一層の追求が強く求められていることを踏まえ、内部監査について次の見直しを行った。

- ①業務の効率化に関する事項について、臨時の内部監査を実施した。  
 ②内部監査規程等を改正し、年度計画に基づく内部監査を充実させた。

a

15年度  
a

16年度  
s

17年度  
s

18年度  
a

19年度  
a

			③他法人の内部監査体制、規程等について調査を実施し、内部監査内容の見直しの必要性について検討を行った。	
	(4) 組織の統合に伴う会計事務処理の統一化を図るため、新たな会計システムの整備を行う。	◇(4) 新たな会計システムの検討又は整備 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった  平成16年度以降平成17年度までの評価指標  ( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )	【事業報告書の記述】 旧農畜産業振興事業団と旧野菜供給安定基金の会計システムを統合するため、それぞれの会計システムの問題点、整備の方向性、整備に当たっての課題の整理等について検討を行い次の方針に基づき整備を行った結果、平成17年10月1日より旧事業団経理システムに旧基金経理システムを取り込んだ統一経理システムを計画通り稼働することができた。 i)経費等の面を勘案し、現行システムを基に修正する。 ii)企業会計に対応しつつ、予算執行状況の管理の合理化を図る。(本部による地方事務所分の随時集計の可能性を含む。) iii)可能な限り他の業務システムとの連携を図る。 iv)入出金の管理、残高の管理等の合理化のため、金融機関とのファームバンキング化を図る。	15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度 -  19年度 -
4 業務運営能力等の向上	4 業務運営能力等の向上	○4 業務運営能力等の向上		A  指標の総数: 48 評価aの指標数: 48×2点=96点 評価bの指標数: 0×1点=0点 評価cの指標数: 0×0点=0点 合計 96点 (96/96=100%)
(1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、研修を定期的実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入を図る。	(1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、以下のとおり、研修等を定期的かつ計画的に実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入を図る。  ① 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及	◇(1) 職員の事務処理能力の向上を図る ① 業務運営能力向上プログラムの策定[15年度のみ] a: 策定した c: 策定しなかった  ② 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計	【事業報告書の記述】  職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度からの中期目標期間を対象とした業務運営能力開発向上基本計画及び研修プログラムメニューを制定(平成16年1月20日付け15農畜機第1799号)し、計画的に研修を実施した。また、平成19年度に同基本計画を改定し、研修を階層別研修と専門別研修に体系化し、新たに農村派遣研修、行政実施研修、海外派遣研修等を実施することとした。  生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図るため、食肉研修(全国食肉学校)、酪農研修(蔵王酪農センター)、初任者現地研	15年度 a         15年度 a

<p>び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を行う。</p>	<p>及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得（15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して）</p>	<p>修（北海道下、沖縄県下）等を実施するとともに、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修に職員を派遣した。</p>	<p>16年度 a</p>
<p>② 流通・小売段階での研修及び広報・情報提供技術の研修を行うとともに、職員と消費者との対話等を行う。</p>	<p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【達成度合】 15年度 100%（2回／2回） 16年度 100%（5回／4回） 17年度 100%（4回／4回） 18年度 100%（4回／4回） 19年度 100%（4回／4回）</p>	<p>17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>
<p>③ 流通・小売段階での研修</p>	<p>③ 流通・小売段階での研修のための準備[15年度のみ] a: 準備した c: 準備しなかった</p>	<p>日本フードサービス協会（JF）の協力を得て、JF及び同協会指定の複数企業において、16年度中にバックヤードや店頭における現場研修等を行うことを確認した。</p>	<p>15年度 a</p>
<p>④ 流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等</p>	<p>④ 流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等（15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して） a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>流通・小売段階の研修（日本フードサービス協会、（株）リンガーハット富士小山工場）を実施するとともに、広報研修、情報提供技術研修等を実施した。</p>	<p>15年度 a 16年度 a</p>
<p>③ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p>	<p>⑤ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修（15年度は「4回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して）</p>	<p>オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）の意義、重要性を認識するための研修を行うとともに、専門知識、高度事務処理技術等の組織内での普及・実践を促進するため、役職員を講師としたOJT向上研修を実施した。</p>	<p>15年度 a 16年度 a</p>
		<p>【達成度合】 15年度 100%（4回／4回）</p>	<p>17年度</p>

		<p>a: 達成度合は、100%であった  b: 達成度合は、50%以上100%未満であった  c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>⑥ 自己研鑽をしやすい環境の整備  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 整備した  c: 整備しなかった  平成15年度までの評価指標 )</p> <p>⑦ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修(15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%であった  b: 達成度合は、50%以上100%未満であった  c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>16年度 100%(11回/4回)  17年度 100%(13回/4回)  18年度 100%(4回/4回)  19年度 100%(4回/4回)</p> <p>自己研鑽をしやすい環境を整備するため、「独立行政法人農畜産業振興機構研修要領」及び「自主的研修費用の補助の取扱いについて」(平成15年10月1日付15農畜機第625号)を制定し、部長会議において自主的研修を周知徹底した。  さらに、自主的研修を受けやすい環境の整備にも資するよう、ノー残業デーについて従前の水曜日に加え、金曜日を増設した。</p> <p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るため、会計研修(財務省会計センター)、予算編成支援システム研修(財務省会計センター)、消費税中央セミナー(全国間税会総連合会)等に職員を派遣した。</p> <p>【達成度合】  15年度 100%(6回/2回)  16年度 100%(4回/3回)  17年度 100%(6回/3回)  18年度 100%(5回/3回)  19年度 100%(3回/3回)</p>	<p>a  18年度 a  19年度 a  15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度 a  19年度 a  15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度 a  19年度 a</p>
<p>(2) 国民の信頼確保のため、役職員の倫理、規範意識の啓発を図る。</p>	<p>(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。</p>	<p>◇(2) 国民の信頼の確保等</p>		

<p>① 役職員が遵守すべき行動の基準及び法人として積極的に果たすべき理念として、平成15年度末までに、行動憲章を策定するとともに、役職員への浸透を図る。</p>	<p>① 行動憲章の策定[15年度の み] a: 策定した c: 策定しなかった</p> <p>② 行動憲章の役職員への浸透のための規範意識研修会の適宜実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>国民の信頼の確保等を図るため、役職員が遵守すべき行動の基準等についてポイントを整理した行動憲章を策定した。</p>	<p>15年度 a</p>
<p>② 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)を計画的に開催する。</p>	<p>③ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)の開催(年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、外部有識者を講師に招いて改革フォーラムを20回開催した。</p> <p>【達成度合等】 15年度 150%(3回/2回) 16年度 100%(4回/4回) 17年度 100%(4回/4回) 18年度 125%(5回/4回) 19年度 100%(4回/4回) 合計 111%(20回/18回)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>③ トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図る。</p>	<p>④ トップの意識改革と役員間の意思疎通の推進 ア トップの意識改革、役員・職員間、部門間の意思疎通の推進 a: 取り組みは十分であった</p>	<p>トップの意識改革と役員間の意思疎通を図るため、部門ごとの各役員と職員との意思疎通を図るためのミーティング、幹部会、部長会議等を開催した。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度</p>

		<p>b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p> <p>イ 職員からの業務改善策の提案の募集 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 募った c: 募らなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>職員から業務改善の提案を募る職員提案制度の周知徹底を図るとともに、職員からの提案により改善を行った。 職員からの提案による改善事例 i) 事務能率の向上を図るため、職場で利用するパソコンをリース契約にすることによりパソコン関連機器の早期更新を行った。 ii) 業務の効率的実施を図る観点から、イントラネット版のグループウェア・サイボウズを導入した。 iii) 聴覚障害者との意思疎通を円滑にするため「耳マーク」を設置した。 iv) スタッフ職の決裁体制の明確化、合理化を行った。 また、19年度において、窓口を総務課長とするなど、職員からの業務改善の提案をし易くするための改善を行った。</p>	<p>a 17年度 a 18年度 a 19年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>
<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合等により、機能的で効率的な組織体制を整備する。</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合等を進める。</p>	<p>○5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>(1) 本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数: 23 評価aの指標数: 23×2点=46点 評価bの指標数: 0×1点=0点 評価cの指標数: 0×0点=0点 合計 46点 (46/46=100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】 平成15年度に、旧農畜産業振興事業団と旧野菜供給安定基金の事務所、総務・経理の共通管理部門の統合を行った。</p>	<p>A         15年度 a</p>



(2) スタッフ制の拡充、職員の部門間の交流の促進、業務の質や量に対応した組織体制、人員配置の見直しを進める。

- (2) 総務・経理部門及び企画調整部門と業務実施部門との責任と役割分担の明確化 [15年度のみ]
  - a: 実施した
  - c: 実施しなかった
- (3) スタッフ制の拡充、PTの設置等
  - a: 取り組みは十分であった
  - b: 取り組みはやや不十分であった
  - c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標 )
- (4) 職員の部門間の交流の実施
  - a: 取り組みは十分であった
  - b: 取り組みはやや不十分であった
  - c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標 )
- (5) 緊急事態に対応した指針の準備 [15年度のみ]
  - a: 準備した

総務・経理の共通管理部門の統合に伴い、組織規程を整備し、企画調整部門と業務実施部門との責任と役割分担を明確にし、効率的な業務運営を行った。

機動的で柔軟な組織体制を整備するため、機構設立時に新たにスタッフ職として総括調整役を配置した。  
業務の効率化や質の向上、消費者の関心の高い情報提供等を全機構的観点から、機動的かつ効率的に進めるため、テーマに応じてPT(電子化PT、新たな砂糖・でん粉制度の検討に関するPT、広報PT、畜産業振興事業公募PT等)を設置し、検討を進め、対策を実施した。

機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、15年度以降67名の勘定間異動を実施した。

年度	15	16	17	18	19
部門間交流人数	5	13	18	10	21

15年度 a

15年度 a

16年度 a

17年度 a

18年度 a

19年度 a

15年度 a

16年度 a

17年度 a

18年度 a

19年度 a

15年度 a

	<p>c: 準備しなかった</p>	<p>(6) 緊急事態が発生した場合等の機動的な組織体制の整備、人員配置の見直し  a: 必要がなかった又は十分であった  b: 必要はあったが、やや不十分であった  c: 必要はあったが、不十分であった  <u>平成16年度以降の評価指標</u></p> <p>a: 実施した又は実施する必要がなかった  c: 必要はあったが実施しなかった  <u>平成15年度までの評価指標</u></p>	<p>社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう組織を見直すとともに、対策本部等を設置し対応した。</p> <p>15年度 ・コンピュータ・ウィルス駆除チームの編成  ・「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」の設置</p> <p>16年度 ・「業務リスク対応指針」の制定  ・「新潟県中越地震対策本部」及び「緊急野菜供給対策本部」の設置</p> <p>17年度 ・WTO及びEPA/FTA交渉関係対策本部」の設置及び国際情報審査役の創設  ・本部・地方事務所の業務の質及び量を再点検し、神戸事務所の廃止</p> <p>18年度 新たな砂糖・でん粉制度準備推進本部及び新制度準備室の設置並びに鹿児島事務所開設準備室の設置</p> <p>19年度 特産関係部組織の見直し、鹿児島事務所開設準備室の鹿児島分室への変更。独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえ、地方事務所及び出張所の削減(10から3に削減)。同合理化計画による各事業の見直しを踏まえ、平成20年度から課数の削減(△2課)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
	<p>(7) 効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するための幹部会等の定期的な開催  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった  <u>平成16年度以降の評価指標</u></p> <p>a: 実施した  c: 実施しなかった  <u>平成15年度までの評価指標</u></p>	<p>効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するため、幹部会等を定期的に開催し、業務運営に当たっての留意事項等について趣旨の徹底を図った。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>	

6 補助事業の効率化等

畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、既に費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築し、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法を開発し、順次導入するほか、明確な審査基準に基づき事業を実施し、補助先を公表する等効率的高かつ透明性の高い事業実施を図る。

6 補助事業の効率化等

- (1) 畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、事業採択に当たり費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築するとともに、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法の開発を行い、順次導入する。

〇6 補助事業の効率化等

指標の総数:56  
 評価aの指標数:56×2点=112点  
 評価bの指標数:0×1点=0点  
 評価cの指標数:0×0点=0点  
 合計 112点 (112/112=100%)

A

◇(1) 費用対効果の評価手法の導入

- ① 費用対効果の評価手法が開発されている事業において、事後評価結果を事業に反映させる仕組みの検討又は構築[16年度までの指標]

- a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標

- ② 費用対効果の評価手法が開発されていない事業において、事業の効果を適切に評価できる手法の開発又は導入(15年度は開発計画の策定)

- a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
 c: 実施しなかった

【事業報告書の記述】

費用対効果の評価手法が開発されている事業について、事後評価結果を事業に反映させる仕組みを構築するため、「事業効果評価分析手法開発に関する調査検討委員会」を平成15年度に3回開催し、国で導入した事後評価手法をもとに、当機構で実施した試行結果や現地調査の結果等を踏まえ、平成16年度に事後評価結果を事業に反映させる仕組みを構築した。

平成15年度においては、費用対効果の評価手法が開発されていない事業について、事業の効果を適切に評価できる手法の開発又は導入を行うため、「事業効果評価分析開発に関する調査検討委員会」における検討を経て、評価手法の開発されていない事業(畜産産業振興事業のうちソフト事業等、砂糖・蚕糸振興事業)の類型化と、開発対象事業の検討を行い、「その他の事業の評価手法の開発の方向性(開発計画)」を策定した。さらに、砂糖生産振興事業のうち、てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業等については、新たな費用対効果分析手法を開発した。

平成16年度においては、畜産のソフト事業の共通的な費目に関して、コスト分析手法を導入したほか、砂糖の施設整備事業に費用対効果分析手法を導入した。

平成17年度においては、畜産のコスト分析手法の対象費目の拡大。砂糖及び蚕糸のソフト事業にコスト分析手法を導入した。

平成18年度においては、研修等の知識・技術の習得のための事業内

15年度  
a

16年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

	〔平成15年度までの評価指標〕	容及び普及・啓発のための事業内容について、「達成すべき成果目標が設定されていること」を採択の要件とした目標設定・評価手法を導入した。 平成19年度においては、衛生・防疫対策に係る施設整備事業の一部について、コスト分析手法を導入した。	
(2) 平成15年度末までに、明確な審査基準に基づく事業の実施、事業実施主体に対する指導の徹底、補助先の公表等事業の透明性の確保、事業の進行管理の徹底等を内容とする業務執行規程を策定する。	◇(2) 補助事業の実施等に係る業務執行規程の策定 [15年度のみ] a: 策定した c: 策定しなかった	【事業報告書の記述】 補助事業の適正執行を図るため、新たに「補助事業に関する業務執行規程」を策定した(平成15年12月18日付け15農畜機第1219号)。その際、野菜農業振興事業も含めて策定し、機構全体の補助事業の一層の効率的かつ透明性の高い執行を図ることとした。 また、機構の発足に伴い、野菜農業振興事業等についても補助金適正化法の適用を受けることとなったため、補助実施要綱の見直しを行った。	15年度 a
(3) 業務執行規程等に基づき以下の措置を講じる。	◇(3) 業務執行規程等に基づく措置		
① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。	① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった  平成16年度以降の評価指標  〔 a: 審査した c: 審査しなかった 平成15年度までの評価指標 〕	【事業報告書の記述】 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程の施行に合わせ、審査基準チェックシートを作成し、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した。また、同チェックシートを採択に係る起案文書に添付することで、確認体制を強化した。	15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a
② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。	② 事業説明会、巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)とし、分子を事業説明会を開催した	補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底した。また、事業説明会に加え、要望があった企業に対して説明会を適宜行った。この他、継続事業についても全国会議や巡回指導等を実施した。	15年度 a 16年度 a

又は巡回指導を行った事業数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

事業説明会、巡回指導等の回数

年度	15	16	17	18	19
回数	31	31	31	26	9
事業数	21	18	13	11	8

③ 事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保するため、事業の進行管理システムを構築する。

③ 事業の進行管理システムの構築  
(16年度以降はシステムに基  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

事業の進行状況を的確に把握し、その効率的な執行を確保するため、業務執行規程の施行に合わせて進行管理システムを構築し、以後、当該システムにより管理した。

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した
  - c: 実施しなかった
- 平成15年度までの評価指標

④ 事業の透明性の確保を図るため、毎年度、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。

④ ホームページ等での事業内容等の公表、事業採択後補助先の公表、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し公表  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した
  - c: 実施しなかった
- 平成15年度までの評価指標

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

⑤ 事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を毎事業年度90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。

⑥ 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。  
ア 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議を行う。

イ 効用が費用を上回るものが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

⑤ 事務処理手続きの迅速化  
分母を受領した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

⑥ 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。

ア 事業実施主体との協議  
分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議(書面を含む)を行った整備件数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものの採択

- a: 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト

進行管理システムによる管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は、次のとおりであった。

10業務日以内の実施件数 (単位:件)

年度	15	16	17	18	19
部門					
畜産	236(242)	912(912)	847(847)	658(658)	502(502)
野菜	—	143(146)	33(33)	57(57)	36(36)
砂糖	12(12)	185(188)	130(130)	68(68)	39(39)
蚕糸	1(1)	69(69)	22(22)	25(25)	21(21)
合計	249(255)	1309(1315)	1032(1032)	808(808)	598(598)
達成度合	98%	100%	100%	100%	100%

※( )内は受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数。

事業の適正かつ効率的な実施を確保するため、施設整備に係る事業については、事業実施計画の承認申請前に、すべての案件について事前協議を行った。

(内訳) 畜産 - 15年度: 94件中94件  
16年度: 123件中123件  
17年度: 149件中149件  
18年度: 1252件中1252件  
19年度: 1086件中1086件

評価手法が開発されている施設整備事業については、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度

分析等の評価基準を満たしているものを採択した

採択件数 (単位:件)

年度	15	16	17	18	19
畜産	36	13	1,278	1,236	1,031
砂糖	—	17	37	—	—
合計	36	30	1,315	1,236	1,031

c: 要件を満たしているもの以外を採択した

※砂糖については、平成18年度以降新たな事業は実施していない。

ウ 設置する施設等(事業費5千万円未満のものは除く。)については、必要に応じて現地調査を行う。

ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施

事業を適正に実施するため、採択した案件の全てにおいて、年度の中途における工事の進捗等についてヒヤリングを実施し、又は報告を受け、採択後に計画の変更を行った等必要な案件について現地調査を実施した。

- a: 必要がなかった又は十分であった
- b: 必要はあったが、やや不十分であった
- c: 必要はあったが、不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した又は実施する必要がなかった
- c: 必要はあったが実施しなかった

平成15年度までの評価指標

エ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査の上、低利用の場合には改善を行う。

エ 設置後3年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施

事業を適正に実施し、その効果を上げるため、食肉等流通合理化総合対策事業等により設置された対象施設全てについて、利用状況の調査を実施した。

なお、利用状況の相対的に低い施設を中心に現地調査を行った。

- a: 必要がなかった又は十分であった
- b: 必要はあったが、やや不十分であった
- c: 必要はあったが、不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 利用状況の調査を行い、現地調査を行った又は現地調査の必要がなかった
- b: 利用状況の調査を行い、現地調査の必要があったが、現地調査を行わなかった

実施件数 (単位:件)

		年度	15	16	17	18	19
畜産	利用状況調査		40	36	41	53	42
	現地調査		1	4	—	—	—
砂糖	利用状況調査		—	—	—	10	47
	現地調査		—	—	—	—	6
計	利用状況調査		40	36	41	63	89
	現地調査		1	4	—	—	6

a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

		<p>c: 利用状況の調査を行わなかった 平成15年度までの評価指標</p> <p>オ 設置後3年を経過した年に行う事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。[17年度以降の指標]</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>施設の設置後3年を経過した施設について、事後評価報告書を徴取し、審査・確認を行った結果、各年度ごとの全件数に占める効用が費用を上回った件数の割合は次のとおりであった。</p> <p>効用が費用を上回った件数等 (単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="1249 440 1973 560"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>全件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>94%</td> <td>94%</td> <td>93%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、投資効率が1を下回った案件については、事務改善に係る指導を行った。 これらの事後評価結果については、毎年度開催される補助事業に関する第三者委員会において報告した。</p>	年度	15	16	17	18	19	件数	—	—	16	17	13	全件数	—	—	17	18	14	割合	—	—	94%	94%	93%	<p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
年度	15	16	17	18	19																							
件数	—	—	16	17	13																							
全件数	—	—	17	18	14																							
割合	—	—	94%	94%	93%																							
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>1. 大項目の評価結果 A</p> <p>(当該評価に至った理由) 3段階評価については、機構の自己評価を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「畜産関係業務」、「野菜関係業務」、「砂糖関係業務」、「でん粉関係業務」、「蚕糸関係業務」、「情報収集提供業務」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画を十分に達成しているものと判断した。</p> <p>2. 3段階評価結果 ・中項目の総数: 6 うち 評価Aの中項目数: 6 × 2点 = 12点 評価Bの中項目数: 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数: 0 × 0点 = 0点 合計 12点 (12 / 12 = 100%) ・評価結果: A</p>																									



### 3. 留意事項等

① 「肉用子牛生産者補給交付金の交付」については、制度の円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携システムの導入を促進した結果、平成18年度に、導入が不必要な小規模の3協会を除く、当初予定の44協会の全てにおいてシステムの導入が完了し、交付業務の合理化が図られている。

② 「指定乳製品等の輸入」については、毎年度、国が機構に通知した全量について輸入契約の締結を行うとともに、その輸入・売買を適切に実施した他、平成19年度においては、平成20年度分の輸入入札を前倒しで実施(バター4,000トン(生乳換算49,360トン))し、需給状況に適切に対応している。

③ 「野菜関係業務」については、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等を開催するなど積極的に取り組んでいる。。

④ 「情報収集提供業務」については、海外駐在員を通じての情報収集活動の強化と新たに設置した情報検討委員での検討結果等を踏まえた国内外の多様な情報収集活動を行うことにより、農政の課題に対応した最新の情報提供を行っている。これらの情報については、その内容に対して外部機関等からの反響が多くあり、また、外部情報誌等にも多数引用されている。さらに、外部の者を対象とした調査報告会等を開催するなど、国内外の重要情報の提供に取り組んでいる。

⑤ 「消費者への情報提供」については、消費者を対象とするホームページ等についてのアンケート調査結果等を踏まえ、消費者コーナーのレイアウトをリニューアルする等ホームページを改善している。

ホームページへのアクセス件数は、コンテンツの充実を行ったこと等により平成19年度においては519.4万件と毎年度増加している。

⑥ 砂糖、でん粉関係等の価格調整、輸入調整等の業務については、事務処理体制の整備により、申請から執行までの業務日数を中期計画で示された目標に沿って削減するなど、業務の迅速化に努力している。

⑦ 補助業務については、(i)国の補助事業を補完的に行うもの、(ii)農畜産業を巡る諸情勢の変化に対応して緊急に行うものとして、機動的・弾力的に実施することとされている。機構は、事業計画通りに事業が達成されるようにするため、適時に事業主体からの進捗状況を聴取し、必要に応じて現地指導を行うなど、業務遂行のプロセスを重視した取組を行うよう努力している。

1 畜産関係業務

畜産については、国の政策目標である「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減を通じた経営体質の強化等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

平成17年度以降の目標

畜産については、乳用牛、肉用牛及び飼養頭数の減少等の課題に対応し、国の政策目標である「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減等による畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助業務等を

1 畜産関係業務

○1 畜産関係業務

⑧ 「畜産関係の補助事業」については、我が国における鳥インフルエンザや米国におけるBSEの発生という不測の事態の発生が畜産農家や外食産業等に及ぼす影響を抑えるため、独法化の趣旨を踏まえ、要綱の制定・改正等の作業を極めて短期間のうちに終え、事業の早期執行に努力している。

特に、平成16年度に山口県で鳥インフルエンザが発生した際、機構担当等が直ちに出向いて、地元と補助要件の調整を行いつつ事業要綱の制定を行い、事業を早期に執行するなど、機構としての役割を適切に果している。

指標の総数: 201

評価aの指標数:  $201 \times 2点 = 402点$

評価bの指標数:  $0 \times 1点 = 0点$

評価cの指標数:  $0 \times 0点 = 0点$

合計 390点 ( $402 / 402 = 100\%$ )

A

以下のとおり実施する。

平成16年度までの目標

(1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。

(1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握すること等により、買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。

◇(1) 指定食肉の売買

- ① 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施  
 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。  
 a: 達成度合は、90%以上であった  
 b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
 c: 達成度合は、50%未満であった  
 (実施した年度のみ評価を行う)

- ② 指定食肉の需給動向の把握、業務の手順の点検(業務手順の点検は15年度のみ)  
 a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標

【事業報告書の記述】

指定食肉の買入れには至らなかった。  
 価格動向は、牛肉については、平成15年12月以降2度にわたる米国産の輸入停止の影響により安定上限価格を上回って推移した。豚肉については、季節的な需要等から夏高く冬低くなる価格のサイクルを繰り返しているが堅調な需要等から安定基準価格を上回る水準で推移した。

指定食肉の価格安定を図るため、機構が実施する「食肉保管状況調査」等により定期的に把握した。  
 また、平成15年度にあっては、買入れ・売渡しを決定した場合は決定した日から30業務日以内に業務を実施するため、過去の手順を点検・整理(過去の実施手順の作成等)し、買入れ・売渡しの実施に対応できる準備(要領の見直し、買入予定場所の名簿の整理等)を行った。

-  
 15年度 a  
 16年度 a  
 17年度 a  
 18年度 a  
 19年度 a

(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

- ◇(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助  
 ① 14業務日以内の調整保管の開始

【事業報告書の記述】

生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助を実施するには至らなかった。

-

<p>畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管を開始する。</p> <p>[参考]平成4年度実績:16業務日</p>	<p>畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握すること等により、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管を開始する。</p> <p>[参考]平成4年度実績:16業務日</p>	<p>分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管を開始した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>② 畜産物の需給動向の把握、業務の手順の点検（業務手順の点検は15年度のみ）</p> <p>a: 取り組みは十分であった</p> <p>b: 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>畜産物の価格安定を図るため、機構が実施する「食肉保管状況調査」等により定期的に把握した。</p> <p>また、平成15年度にあつては、生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助を決定した場合は決定した日から14業務日以内に業務を実施するため、過去の手順を点検・整理(実施手順の作成等)し、買入れ・売渡しの実施に対応できる準備(要領の見直し等)を行った。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、(i)国の補助事業を補完するためのもの、(ii)畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の</p>	<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>◇(3) 畜産に係る補助</p>		

下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

① 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利益な地域における輸送費等の増し経費の助成等を行う。

① 学校給食用牛乳供給事業

ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。

① 学校給食用牛乳供給事業

◇ア 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上  
(7) 学校給食供給目標に係る達成率  
供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数(1人1日当たり1本供給)とし、90%以上とする。

- a: 達成度合は、100%以上であった
- b: 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c: 達成度合は、70%未満であった

(イ) 牛乳に関する普及啓発等の推進  
分母を副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数とし、分子はこれを実施した事業実施主体数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員に

◇イ 品質管理技術等に関する研修会等の実施  
分母を、学校給食用牛乳

【事業報告書の記述】

各年度の供給日数に係る達成率は、下表のとおりであった。  
また、供給日数について、事業実施計画に基づく確実な実施を図るため、毎年度、都道府県の巡回指導を実施した。

(単位: %、件数)

年度	15	16	17	18	19
達成率	92.1	90.8	94.3	93.3	93.4
巡回指導	5	9	6	11	9

注: 達成率は、(総供給実績数量/総供給人員)/供給目標日数

各年度とも、副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数47に対し、実施した事業主体数は47であった。  
なお、毎年度、事業の進捗状況が低調な県については、指導等に十分取り組んだ。

【事業報告書の記述】

各年度の学校給食用牛乳の合理化の計画承認をした事業実施主体数と、品質管理技術に関する研修会の開催等学校給食用牛乳の合理

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

よる指導等を行い、国等の  
行う事業・施策と相まって、  
HACCP承認工場の割合  
を中期目標の期間の終了  
時まで50%以上に引き  
上げる。

[参考]平成14年度実績:  
44.1%

② 主要な畜産物の流通の合理  
化のための処理、保管  
等の事業  
衛生的かつ生産効率の  
高い乳業施設、産地食肉  
センター等の整備、畜産物  
の総合的な需給調整のた  
めの支援、国産食肉及び  
国産生乳・乳製品等に対  
する理解の促進のための  
普及啓発等を行う。

② 主要な畜産物の流通の合理  
化のための処理、保管  
等の事業  
ア 乳業の国際競争力を強  
化するため、衛生的かつ生  
産効率の高い乳業施設の  
整備を図る。

イ 国産食肉の市場競争力  
の確保を図るため、食肉処  
理施設の再編合理化、衛  
生水準の高いモデル的な  
食肉処理施設の整備等を行  
う。

供給事業実施要綱に定め  
る第3の1の学校給食用牛  
乳の合理化の計画承認を  
した各都道府県事業実施  
主体数とし、分子を実績の  
あった当該事業実施主体  
数とする。

- a: 達成度合は、90%以上で  
あった
- b: 達成度合は、50%以上  
90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満で  
あった

② 主要な畜産物の流通の合理  
化のための処理、保管等の事  
業

◇ア 衛生的かつ生産効率の高い  
乳業施設の整備  
(15年度は工事の進行状況  
等の把握  
a: 実施した c: 実施しな  
かった)  
分母を乳業施設の整備計  
画の採択件数とし、分子を  
乳業施設の整備件数とす  
る。  
a: 達成度合は、90%以上で  
あった  
b: 達成度合は、50%以上  
90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満で  
あった

◇イ 衛生・環境関連の施設整  
備計画の優先的な採択  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分で  
あった

化のための事業を実施した事業実施主体数の状況は下表のとおりで  
あった。  
また、これらが効率的に実施されるよう巡回指導を行った。

(単位:事業実施主体件数)

年度	15	16	17	18	19
計画	46	46	46	30	28
実施	46	46	46	29	27

(参考)HACCP承認工場の割合の推移は下表のとおりであった。

(単位:%)

年度	15	16	17	18	19
計画	45.5	46.4	48.4	51.8	54.6

【事業報告書の記述】

乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業  
施設の整備についてヒアリングを実施の上、下表のとおり採択を行っ  
た。

(単位:件数)

年度	15	16	17	18	19
乳業施設					
採択件数	-	0	0	2	2
整備件数	-	0	0	2	2

(注):15年度は工事の進捗状況の把握のみ。

【事業報告書の記述】

BSE問題等による消費者の不安を解消するため、各年度とも衛生・環  
境関連の施設整備について優先的にヒアリングを実施の上、下表のと  
おり採択を行った。

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
-

17年度  
-

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

a: 採択した  
c: 採択しなかった  
平成15年度までの評価指標

(単位:採択件数)

年度	15	16	17	18	19
衛生・環境	10	7	11	13	13
(参考)施設整備全体	12	12	14	18	16

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標の期間の終了時まで5%以上向上させる。

◇ウ 畜産物に係る知識等の普及度の向上

(ア) 普及啓発の実施  
分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。

a: 達成度合は、90%以上であった  
b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満であった

(イ) アンケート調査の実施

a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標

【事業報告書の記述】

国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進を図るため、毎年度イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行い、各年度とも実施計画に対し実施件数は毎年度90%以上であった。

消費者等の国産食肉及び国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度を測定するため、毎年度アンケートを実施した。アンケート調査における畜産物の知識等の普及度の推移は下表のとおりであった。

(単位:%)

年度	15	16	17	18	19
国産食肉	62.5	56.9	63.3	66.9	67.7
国産生乳・乳製品等	58.9	60.5	61.0	62.4	64.2

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

		<p>(ウ) 普及度の向上 [19年度のみ] 畜産物に関する知識等の普及度を15年度のアンケート結果の普及度に対して、5ポイント以上向上させる。</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>畜産物に関する知識等の普及度については、15年度と19年度のアンケート調査の結果を比較すると、それぞれ5ポイント以上向上している。</p> <p>(単位: %、ポイント)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>19年度</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国産食肉</td> <td>62.5</td> <td>67.7</td> <td>+5.2</td> </tr> <tr> <td>国産生乳・乳製品等</td> <td>59.3</td> <td>64.2</td> <td>+5.3</td> </tr> </tbody> </table>		15年度	19年度	比較	国産食肉	62.5	67.7	+5.2	国産生乳・乳製品等	59.3	64.2	+5.3	19年度 a
	15年度	19年度	比較													
国産食肉	62.5	67.7	+5.2													
国産生乳・乳製品等	59.3	64.2	+5.3													
<p>③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業</p> <p>畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備、飼料自給率の向上のための支援、ゆとりある経営のための外部化・協業化の推進、家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援、負債整理のための資金の融通等を行う。</p>	<p>③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業</p> <p>ア 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。</p>	<p>③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業</p> <p>◇ア 肉用牛肥育経営安定事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>{ a: 基金造成を行った c: 基金造成を行わなかった 平成15年度までの評価指標 }</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>各年度とも、肉用牛肥育経営安定事業に係る補てん金を迅速・的確に交付するため、事業実施主体から四半期ごとに造成必要額の報告を受け、補てん金の発動状況等を勘案し、造成が必要な場合に所要の基金造成を行った。</p>	15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a												
	<p>イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備及び民間団体等による指導の推進を図る。</p>	<p>◇イ 家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進</p> <p>(7) リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要(当面の必要額)の基金造成等による機械施設の整備の推進</p> <p>a: 取り組みは十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>平成16年11月に本格施行された家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の管理基準に基づき、リース事業の進捗状況を四半期ごとに事業実施主体から徴し、事業の適確な取組に向けた指導等を行うとともに、所要の基金の造成を行い、機械施設の整備を推進した。</p>	15年度 a 16年度 a												



b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった  
 平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標 )

(イ) 民間団体等による指導の推進  
 a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった  
 平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標 )

民間団体等が行う以下の指導事業の計画を採択し、指導の推進を図った。  
 ・総点検活動によるたい肥化施設の整備の促進を図るための指導  
 ・たい肥舎の未整備農家等に対する整備の促進を図るための指導  
 ・簡易な措置によって法の管理基準に対応した農家等に対する指導及びたい肥の利用の促進のための指導

ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、農薬等の使用量の低減、土壌流亡の防止等環境との調和を図りつつ、高位生産草地への転換を図る。

◇ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換  
 分母を事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積(件数)とし、分子を事業実績上の助成面積(件数)とする。

a: 達成度合は、90%以上であった  
 b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
 c: 達成度合は、50%未満であった

【事業報告書の記述】

飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、飼料作物の生産の振興及び生産性の高い草地への転換等を推進した。  
 各年度の事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積と実績の助成面積は下表のとおりであった。

(単位:ha)

年度	15	16	17	18	19
計画面積	45,831	5,656	6,992	6,959	8,337
実績面積	45,831	5,656	6,992	6,696	7,918
達成度合	100%	100%	100%	96%	95%

注:15年度と16年度以降の助成面積の変動は、15年度については水田を活用した飼料作物の生産の振興等を実施していたため。

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

エ ゆとりある畜産経営を実現するため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成・強化し効率的な飼料生産の受託システムを確立するとともに、ヘルパー制度の利用拡大を図る。

◇エ ゆとりある畜産経営の実現

(ア) 効率的な飼料生産受託システムの確立  
分母を事業実施計画上の飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎の実施件数とし、分子を事業実績上の各作業毎の実施件数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(イ) ヘルパー制度の利用拡大  
分母を事業実施計画上のヘルパー制度の利用拡大のための研修及び表彰等の実施回数とし、分子を事業実績上の研修及び表彰の実施回数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

オ 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動を支援し、共同消毒施設の整備等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。

◇オ 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施

- a: 取り組みは十分であった
- b: 取り組みはやや不十分であった
- c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

【事業報告書の記述】

ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、たい肥散布作業、耕起作業等の作業につき、コントラクター（飼料生産等作業受託組織）が作業を受託した場合に、受託面積に応じた補助を行った。各年度の事業実施計画上の各作業の実施件数と実績の実施件数は下表のとおりであった。

(単位:件)

年度	15	16	17	18	19
計画件数	129	144	134	264	181
実績件数	129	144	134	259	171
達成度合	100%	100%	100%	98%	95%

ゆとりある畜産経営を実現するため、ヘルパー研修会や優良ヘルパーの表彰等を行った。各年度の事業実施計画上の研修及び表彰等の実施回数と実績の実施回数は下表のとおりであった。

(単位:回)

年度	15	16	17	18	19
計画件数	2	2	5	7	7
実績件数	2	2	5	7	7
達成度合	100%	100%	100%	100%	100%

【事業報告書の記述】

豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図る観点から、畜産農家等が自ら行う互助活動（家畜衛生互助制度）の円滑な推進を支援するため、毎年度、全国会議及びブロック会議に参加し、制度の普及及び事業の適正な執行のための指導を行った。

15年度 a  
16年度 a  
17年度 a  
18年度 a  
19年度 a  
  
15年度 a  
16年度 a  
17年度 a  
18年度 a  
19年度 a  
  
15年度 a  
16年度 a  
17年度 a  
18年度 a  
19年度 a

		<p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>		<p>a 19年度 a</p>																								
<p>④ 肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定的な発展のための改良増殖及び飼養管理技術の向上のための支援を行う。</p>	<p>④ 肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、改良増殖及び飼養管理技術の向上のための新技術の実用化等の支援を行う。</p>	<p>◇④ 肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>ア 生産性の向上のための実証調査等</p> <p>分母を事業実施計画上の実施件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 肉用牛ヘルパーの普及定着に向けた現地調査の実施〔15年度のみ〕</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、累計で26県の現地指導を行った。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、生産性向上のための実証調査を行う分娩間隔や肥育期間の短縮等の事業に対する補助を行った。各年度における実証調査等の実施件数は下表のとおりであった。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1249 991 1973 1107"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画件数</td> <td>105</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>実績件数</td> <td>105</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>達成度合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:15年度と16年度以降の件数の変動は、事業実施主体の見直しに伴い、15年度については農協単位の件数であったのが、16年度以降は都道府県単位での件数となったため。なお、19年度について件数が減少したのは、繁殖雌牛の取組に重点化したため。</p> <p>高齢者経営の労働力支援を行うため、肉用牛ヘルパーの普及定着に向けた現地調査を4回実施した。</p>	年度	15	16	17	18	19	計画件数	105	40	40	40	14	実績件数	105	40	40	40	14	達成度合	100%	100%	100%	100%	100%	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p> <p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p> <p>15年度 a</p>
年度	15	16	17	18	19																							
計画件数	105	40	40	40	14																							
実績件数	105	40	40	40	14																							
達成度合	100%	100%	100%	100%	100%																							

		<p>a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>ウ 畜産新技術の実用化等を図るための現地調査の実施</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、雌雄産み分けのための精子分別技術の実用化に向けた事業に対して補助を行った。毎年度、年度途中において事業の実施状況報告を徴収して事業の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を実施した。</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>																								
<p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業</p> <p>BSE等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業</p> <p>ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うとともに、牛肉のトレーサビリティ・システムの確立の支援を行う。</p>	<p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業</p> <p>◇ア 知識の普及、安全性のPR、トレーサビリティ・システムの確立</p> <p>(ア) 知識の普及、安全性のPR 分母を事業実施計画上のシンポジウムの開催等の件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(イ) 牛肉のトレーサビリティ・システムの確立のための支援 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分で</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うため、シンポジウムを開催した。各年度の開催件数は下表のとおりであった。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="1249 1018 1973 1137"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>実績件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>達成度合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)の施行(平成15年12月)に対応して、牛肉トレーサビリティ・システム確立の支援を行うため、食肉販売業者等に情報伝達機器類等のリースに対する補助を平成15～17年度の間行った。</p>	年度	15	16	17	18	19	計画件数	3	3	3	5	7	実績件数	3	3	3	5	7	達成度合	100%	100%	100%	100%	100%	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a 15年度 a 16年度</p>
年度	15	16	17	18	19																							
計画件数	3	3	3	5	7																							
実績件数	3	3	3	5	7																							
達成度合	100%	100%	100%	100%	100%																							

		<p>あった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>[15、16、17年度のみ] 平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>		<p>a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 -</p> <p>19年度 -</p>
イ	生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。	<p>◇イ 生産者に対する運転資金の融通等、BSE発生農家等への支援</p> <p>(7) 生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等の指導</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>[18年度で終了] 平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p> <p>(イ) BSE患畜の発生に伴う、生産農家等への支援</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>【事業報告書の記述】 BSEの影響を受け、緊急対策による資金の融通を受けた畜産関係者の円滑な資金償還を促進するための大家畜経営改善償還推進資金を創設する等、必要な支援を行うとともに、円滑な資金償還に向けて必要に応じ生産者等に対する現地指導を平成18年度まで実施した。</p> <p>BSE患畜の発生等による生産農家等への支援を行うため、代替牛の導入に要する経費の補助等を実施した。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 -</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度</p>

<p>ウ 肉骨粉の適正な処分を推進し、安全な肉骨粉の供給体制を整備するとともに、死亡牛の適切な検査・処理を推進する。</p>	<p>◇ウ 安全な肉骨粉の供給体制の整備等  (ア) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施</p> <p>a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した  c: 実施しなかった  平成15年度までの評価指標 )</p> <p>(イ) 死亡牛の適切な検査・処理の推進[15,16年度のみ]  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した  c: 実施しなかった  平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>【事業報告書の記述】  畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、毎年度、調査計画に基づき、現地調査を実施した。</p> <p>死亡牛の適切な検査・処理を行う施設整備等を推進するため、事業実施計画について重要な変更を予定していた施設の現地調査を実施するとともに、事業実施主体が開催するブロック会議に積極的に参加して指導を行った。</p>	<p>a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p>
<p>エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>◇エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施</p> <p>a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>【事業報告書の記述】  1 15年度において次の対策を実施した。  (1)平成16年1月に、山口県下において79年ぶりに発生し、その後、大分、京都でも発生した鳥インフルエンザの影響緩和対策として、  ① 家畜疾病経営維持資金通事業を改正し、融資対象疾病に「鳥インフルエンザ」を追加  ② 山口県での発生に対応して、新たに高病原性鳥インフルエンザまん延防止緊急対策事業を創設し、発生農場を中心とした搬出制限区域の養鶏経営に対する補助を実施  ③ 鶏肉等の風評被害を防止するため、既設の国産食肉等消費拡大対策事業でPR対策を実施</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p>

		<p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>平成15年度までの評価指標</p>	<p>④ 家畜疾病経営維持資金融通事業を改正し、家畜疾病の発生に伴う移動制限等により影響を受けた畜産農家等に対する利子補給を行う事業を追加</p> <p>⑤ 中堅外食事業者資金融通円滑化事業を改正し、鶏肉を主な食材として扱う中堅外食事業者の運転資金の借入に対して債務保証を行う事業を追加</p> <p>(2) 米国でのBSE発生による同国産牛肉の輸入停止措置に係る影響緩和対策として、</p> <p>① 食肉処理販売等緊急特別対策事業を改正し、米国におけるBSE発生に伴い経済的に影響を受けた食肉処理販売経営等に対する利子補給を行う事業を追加</p> <p>② 中堅外食事業者BSE関連資金融通円滑化事業を改正し、焼肉店等牛肉を主な食材として扱う中堅外食事業者の運転資金の借入に対して債務保証を行う事業を追加</p> <p>2 16年度以降においても、16、17年度に中越地震に被災した肉用牛生産者等への影響緩和策等、18年度に宮崎県及び岡山県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対応した高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業の創設、19年度に配合飼料価格の高騰に伴う生産コストの上昇に対応した畜産経営生産性向上支援リース事業の創設等の対策を実施した。</p> <p>[特記事項]</p> <p>15年度において、不測の事態の発生による畜産農家等への影響の拡大を抑えるため、いずれの対策も迅速に実施する必要があったが、要綱の制定・改正等の作業を、極めて短い期間のうちに終え、事業を早期に執行した。</p> <p>また、鳥インフルエンザ対策については、機構職員が発生県に赴いて、地元と補助要件の調整を行いつつ要綱の制定を行い、事業を早期に執行した。</p>	19年度 a
(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付	(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付	(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付		
① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた	① 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、	◇① 交付業務の迅速化	【事業報告書の記述】	15年度 a
		ア 18業務日以内の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 a: 達成度合は、90%以上で	指定生乳生産者団体からの加工原料乳生産者補給交付金の交付申請については、交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。	16年度 a

支払希望がある場合を除く。  
〔参考〕平成14年度実績：  
21業務日

指定生乳生産者団体から  
18業務日を超えた支払希  
望がある場合を除く。  
〔参考〕平成14年度実績：  
21業務日

あった  
b: 達成度合は、50%以上  
90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満で  
あった

(単位:件)					
年度	15	16	17	18	19
18業務日以内の交付日数	22	47	43	46	51
支払請求日数	22	47	43	46	51

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

イ 迅速な書類審査体制の構築及  
び経理部との連携の強化、指  
定生乳生産者団体に対する指  
導  
(迅速な書類審査体制の構築  
及び経理部との連携の強化は  
15年度のみ)  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分で  
あった  
c: 取り組みは不十分であった

加工原料乳生産者補給交付金を18業務日以内に交付するため、事務  
処理手順の点検等を実施し、迅速な書類審査体制を構築した他、経理  
部と支払いの迅速化を図るための検討を実施した。

さらに事務処理の迅速化等についての文書を指定生乳生産者団体に  
送付し、生産者補給交付金交付事務の一層の迅速化について指導を  
行った。

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
c: 実施しなかった )  
平成15年度までの評価指標

② ホームページ等におい  
て、指定生乳生産者団体  
別の受託数量、加工原料  
乳認定数量等に係る情報  
を、全都道府県からの報告  
が終了した日から10業務  
日以内に公表する。  
〔参考〕平成14年度実績：  
12業務日

② ホームページ等におい  
て、事務手続きの合理化  
等により、指定生乳生産者  
団体別の受託数量、加工  
原料乳認定数量等に係る  
情報を、全都道府県からの  
報告が終了した日から10  
業務日以内に公表する。  
〔参考〕平成14年度実績：  
12業務日

◇② 受託数量、加工原料乳認  
定数量等に係る情報の公  
表

ア 10業務日以内の公表  
分母を公表回数とし、分子を  
10業務日以内に公表した回数  
a: 達成度合は、90%以上で  
あった  
b: 達成度合は、50%以上  
90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満で  
あった

【事業報告書の記述】

受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、全  
都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に全て公表した。

(単位:件)					
年度	15	16	17	18	19
10業務日以内の公表回数	6	12	12	12	12
公表回数	6	12	12	12	12

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a



				19年度 a
		イ 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった  平成16年度以降の評価指標  ( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )	10業務日以内に情報を公表するため、「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」を作成し、都道府県及び指定生乳生産者団体に送付し、都道府県と指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。	15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度 a  19年度 a
		ウ ホームページにおける公表様式の検討、作成[15年度のみ]  a: 実施した c: 実施しなかった	平成15年11～12月にかけて、ホームページにおける公表様式の検討及び決定を行い、平成15年12月にホームページに掲載した。	15年度 a
(5) 指定乳製品等の輸入・売買	(5) 指定乳製品等の輸入・売買	(5) 指定乳製品等の輸入・売買		
① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。 [参考]平成9年度実績:57日(大洋州産以外のものは84日)	① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。 [参考]平成9年度実績:57日(大洋州産以外のものは84日)	◇① 価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し  ア 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)の売渡しの実施 分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡入札に付した回数とする。	【事業報告書の記述】  価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し(以下「価格騰貴時の輸入売渡し」という。)は、そのような状況が生じなかったことから実施しなかった。 指定乳製品・飲用牛乳等の需給・価格動向を機構が実施する「主要乳製品等の流通実態調査」等により把握するとともに、指定乳製品の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行うため、過去の価格騰貴時の輸入の作業日程の点検、現時点での作業手順の点検を行った。	-

- a: 達成度合は、90%以上であった
  - b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
  - c: 達成度合は、50%未満であった
- (実施した年度のみ評価を行う)

- イ 指定商社に対する説明・指導
- a: 取り組みは十分であった
  - b: 取り組みはやや不十分であった
  - c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した
  - c: 実施しなかった
- 平成15年度までの評価指標

- ウ 指定倉庫に対する説明・指導
- a: 取り組みは十分であった
  - b: 取り組みはやや不十分であった
  - c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した
  - c: 実施しなかった
- 平成15年度までの評価指標

【達成度合等】

第1期中期目標期間中は、指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められなかったため、指定乳製品等の輸入売渡しは実施しなかった。したがって、業務実績がないため評価していない。

価格高騰時の輸入売渡しの際に迅速な輸入手続をとるため、指定商社を招集し、価格高騰時の輸入売渡しの事務手続、注意事項等を説明するとともに、機構が輸入する指定乳製品等に対する需要者の意見を照会し、その対応等を指導するセミナーを実施した。

年度	15	16	17	18	19
開催日	16.3.23	17.3.18	18.3.29	19.3.29	20.3.27
出席者数	31人	22人	29人	25人	27人

(注)出席者数は指定商社。

価格高騰時の輸入売渡しの際に万全の荷扱いがとられるよう、指定倉庫を招集し、価格高騰時の輸入売渡しの事務手続、保管管理上の注意事項等を説明するとともに、機構が輸入する指定乳製品等の保管管理に関する需要者の意見を照会し、その対応等を指導するセミナーを実施した。

年度	15	16	17	18	19
開催日	16.3.23	17.3.18	18.3.29	19.3.29	20.3.27
出席者数	57人	42人	40人	43人	34人

(注)出席者数は指定倉庫。

② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定め

② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定め

◇② 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入

【事業報告書の記述】

国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の指定乳製品等に

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

て通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

て通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。

手当て  
分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。  
(15年度は通知を受けた数量から上期に輸入手当てした数量を除いた数量)

- a: 達成度合は、100%以上であった
- b: 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c: 達成度合は、70%未満であった

平成16年度以降の評価指標

国が定めて通知する数量の指定乳製品等の輸入手当て  
(15年度は通知を受けた数量から上期に輸入手当てした数量を除いた数量)

- a: 全量輸入入札に付した
- c: 一部又は全部を輸入入札に付さなかった

平成15年度までの評価指標

- ③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。  
また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳

◇③ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等

ア 指定乳製品等の的確な売り渡し  
分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。

- a: 達成度合は、100%以上であった
- b: 達成度合は、70%以上100%未満であった

について、毎年度、その全量の輸入手当てを行った。

年度	15	16	17	18	19
通知数量	62,850トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン
輸入入札回数	2回	5回	10回	7回	6回
バター	(1回)	(3回)	(3回)	(3回)	(2回)
脱脂粉乳	-	-	(2回)	-	-
ホエイ類	(1回)	(2回)	(3回)	(3回)	(2回)
デAIRースプレッド	-	-	(2回)	(1回)	(2回)
契約数量					
バター	3,900トン	8,625トン	3,551トン	6,679トン	7,494トン
全乳換算	48,126トン	106,432トン	43,819トン	82,421トン	92,476トン
脱脂粉乳	-	-	4,000トン	-	-
全乳換算	-	-	25,920トン	-	-
ホエイ類	2,155トン	4,500トン	6,685トン	4,399トン	3,293トン
全乳換算	14,740トン	30,780トン	45,726トン	30,089トン	22,524トン
デAIRースプレッド	-	-	1,762トン	2,001トン	1,800トン
全乳換算	-	-	21,737トン	24,692トン	22,212トン

(注1) 15年度は下期のみで、通知数量は上期に輸入手当てした数量を除いた数量。

(注2) 重複して輸入入札に付した数量を全乳換算から除外。

【事業報告書の記述】

毎月、指定乳製品・飲用牛乳等の需給・価格動向を把握し、四半期ごとに農林水産省生産局長に届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デAIRースプレッドの売渡しを行った。

○指定乳製品等の売渡状況

(1)バター (単位:トン)

年度	15	16	17	18	19
売渡計画	4,400~5,428	8,079	156~5,482	3,428	12,228
売渡入札					

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度

製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

c: 達成度合は、70%未満であった  
 (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)  
 平成16年度以降の評価指標

- a: 売渡計画に則した数量を売渡入札に付した  
 c: 売渡計画に則した数量を売渡入札に付さなかった

(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)  
 平成15年度までの評価指標

- イ 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握  
 a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標

回数	2回	5回	7回	11回	12回
数量	5,210	8,079	5,026	3,428	12,228

(注)15年度は下期分のみ。

(2)脱脂粉乳 (単位:トン)

年度	15	16	17	18	19
売渡計画	—	—	—	4,080	—
売渡入札	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	8回	—
数量	—	—	—	4,080	—

(3)ホエイ及び調製ホエイ (単位:トン)

年度	15	16	17	18	19
売渡計画	3,022	4,500	7,122	6,182	6,014
売渡入札	—	—	—	—	—
回数	1回	2回	3回	3回	2回
数量	3,022	4,500	7,122	6,182	6,014

(注)15年度は下期分のみ。

(4)デリースプレッド (単位:トン)

年度	15	16	17	18	19
売渡計画	—	—	—	2,000	1,800
売渡入札	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	2回	2回
数量	—	—	—	2,000	1,800

(注)15年度は下期分のみ。

外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向等を把握するため、情報交換会議及びセミナーを実施した。情報交換会議では、国内の牛乳・乳製品の需給動向等に関する情報交換を行い、機構が輸入する指定乳製品等の選定や規格の設定の参考とし、需要者セミナーでは、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に係る知識を普及するとともに、各種要望・意見に対する対応等の説明を行った。

(1)情報交換会議

年度	15	16	17	18	19
開催日	16.3.25	16.6.24	17.6.28	18.6.28	19.6.26
		16.9.30	17.9.13	18.9.20	19.9.26
		16.12.17	17.12.16	18.12.7	19.12.18
		17.3.24	18.3.28	19.3.26	20.3.25
出席者数(延べ)	6人	24人	24人	22人	24人

(注)出席者数は情報交換会議委員(大手乳業会社等)。

a  
 19年度  
 a

15年度  
 a  
 16年度  
 a  
 17年度  
 a  
 18年度  
 a  
 19年度  
 a

③ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

④ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

◇④ 売買実績に係る情報の公表  
 ア 翌月の20日までの公表  
 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。  
 a: 達成度合は、90%以上であった  
 b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
 c: 達成度合は、50%未満であった

イ 事務処理体制の整備、公表様式の検討、作成 [15年度のみ]  
 a: 実施した  
 c: 実施しなかった

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

① 指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。  
 [参考]平成13年度実績: 32業務日  
 (平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を

① 交付業務の迅速化  
 生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に交付する。

◇① 交付業務の迅速化  
 ア 28業務日以内の交付  
 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を28業務日以内に交付を完了した回数とする。

(2)需要者セミナー

年度	15	16	17	18	19
開催日	16.3.24	17.3.24	18.3.17	19.3.26	20.3.25
出席者数	15人	12人	18人	15人	21人

(注)出席者数は需要者。

【事業報告書の記述】

ホームページ等における指定乳製品の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績の公表については、翌月20日までにすべて公表した。

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

事務処理手順の点検と公表様式の検討を行い、公表様式等の内容を決定した。

15年度  
a

【事業報告書の記述】

平成15年度第2四半期分以降平成19年度第3四半期分までに係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から28業務日以内に全て交付した。

15年度  
a

16年度  
a

(業務日)

	生産者補給交付金	生産者積立金
平成15年度第2四半期分	19	15
第3四半期分	24	24

17年度  
a

実施)

また、肉用子牛生産者補給金制度の円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携を進める。  
 [参考]平成13年度実績: 32業務日(平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施)

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

第4四半期分	26	17
平成16年度第1四半期分	26	26
第2四半期分	25	23
第3四半期分	15	20
第4四半期分	23	20
平成17年度第1四半期分	25	24
第2四半期分	23	24
第3四半期分	発動なし	26
第4四半期分	23	20
平成18年度第1四半期分	発動なし	25
第2四半期分	22	24
第3四半期分	発動なし	26
第4四半期分	発動なし	25
平成19年度第1四半期分	発動なし	26
第2四半期分	22	24
第3四半期分	22	24

18年度  
a  
19年度  
a

【達成度合等】

- 15年度 100%(6回/6回)
- 16年度 100%(8回/8回)
- 17年度 100%(7回/7回)
- 18年度 100%(5回/5回)
- 19年度 100%(5回/5回)

- イ 事務処理体制の整備、指定協会に対する指導  
 (事務処理体制の整備は15年度のみ)
- a: 取り組みは十分であった
- b: 取り組みはやや不十分であった
- c: 取り組みは不十分であった

生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請書を受理した日から28業務日以内に交付するため、平成15年度にあつては課内の事務処理手順の見直し、指定協会との連絡等を行うとともに、事務処理スケジュールの遵守についての徹底を図るため、全国会議及びブロック会議を開催し事務処理体制の整備を行った。  
 16年度以降は全国会議及びブロック会議の開催、補給金制度に関する留意事項を定めたマニュアルの作成配布を行うとともに、指定協会に対して指導を行った。

15年度  
a  
16年度  
a  
17年度  
a  
18年度  
a  
19年度  
a

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した
  - c: 実施しなかった
- 平成15年度までの評価指標

- ウ 国の家畜個体識別システムとの連携システムの開発、対応可能

国の家畜個体識別システムとの連携を進め、事務処理を円滑化するため、全国肉用子牛価格安定基金協会、システム会社と連携をとりつ

15年度  
a

② ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。

② 交付状況に係る情報の公表  
ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付し、情報提供の質の向上を図る。

な指定協会への導入、これに係る研修の実施  
(連携システムの開発は15年度のみ)  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標 )

◇② 交付状況に係る情報の公表  
10業務日以内の公表

分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を10業務日以内に公表を行った回数とする。

a: 達成度合は、90%以上であった  
b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満であった

つ、平成15年度にシステムを開発し、毎年度指定協会を対象に研修会を開催し、現場サイドの要望を徹しながら連携システムの導入を支援するとともに、システムの周知習熟に努めた。  
その結果、導入が不必要な小規模の3協会を除く、当初予定の44道府県の指定協会の全てにおいてシステムが導入された。

システム導入状況

年度	15	16	17	18	19
導入団体数	—	24	30	44	44

【事業報告書の記述】

肉用子牛生産者補給交付金の交付状況について、全指定協会に対して交付を終了した日から、全て10業務日以内にホームページにおいて公表した。

	公表までに要した日数
平成15年度第2四半期分	8
第3四半期分	9
第4四半期分	6
平成16年度第1四半期分	8
第2四半期分	7
第3四半期分	6
第4四半期分	6
平成17年度第1四半期分	6
第2四半期分	6
第3四半期分	4
第4四半期分	3
平成18年度第1四半期分	3
第2四半期分	5
第3四半期分	3
第4四半期分	4
平成19年度第1四半期分	4
第2四半期分	5
第3四半期分	5

【達成度合等】

15年度 100%(3回/3回)  
16年度 100%(4回/4回)

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

2 野菜関係業務

野菜については、基本計画に掲げる担い手を中心とした生産・供給体制の確立、低コスト温室の開発・普及等による低コスト生産等が可能な競争力の高い産地の育成及び消費者や実需者等の視点に立った加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心で高品質な野菜の供給等に向けた取組の強化に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜価格安定制度に係る業務を以下のとおり実施する。

平成17年度以降の目標

野菜については、生産及び流通の機械化・省力化の遅れ、加工

2 野菜関係業務

イ 生産者補給金交付通知書(葉書)活用方策についての検討、活用(活用方策の検討は15年度のみ)

- a: 取り組みは十分であった
  - b: 取り組みはやや不十分であった
  - c: 取り組みは不十分であった
- 平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標 )

○2 野菜関係業務

17年度 100%(4回/4回)  
18年度 100%(4回/4回)  
19年度 100%(3回/3回)

平成15年度に生産者補給金交付通知書(葉書)について、肉用子牛生産者補給金関係の情報提供としての活用方策を検討した。検討の結果、生産者補給金交付通知書(葉書)の裏面を活用し、トレーサビリティ制度との連携、肉用子牛個体登録期限の厳守等について生産者に情報提供した。

15年度 a  
16年度 a  
17年度 a  
18年度 a  
19年度 a

指標の総数: 31  
評価aの指標数: 31 × 2点 = 62点  
評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点  
評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点  
合計 62点 (62/62 = 100%)

A



用・業務用への対応が十分でないこと等の課題に対応し、担い手の生産規模の拡大(基本計画に掲げる露地野菜2倍程度、施設野菜1.5倍程度の拡大)、機械化一貫体系の導入等による生産及び流通の省力化や低コスト化(基本計画に掲げる生産コストの2割程度の低減、流通コストの1割程度の低減)等を通じた国内生産の増大に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティーネット機能を有する野菜価格安定制度に係る業務を以下のとおり実施する。

平成16年度までの目標

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。  
[参考]平成14年度実績: 15業務日

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加することにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。  
[参考]平成14年度実績: 15業務日

◇(1) 交付申請を受理した日から12業務日以内の交付

- ① 仕組み・手順の確立[15年度のみ]  
a: 確立した  
c: 確立しなかった
- ② 仕組み・手順の確立後における12業務日以内の交付  
分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち12業務日以内に交付した件数とする。  
a: 達成度合は、90%以上であった  
b: 達成度合は、50%以上90%未満であった

【事業報告書の記述】

登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付できるよう、業務担当課と経理部との緊密な連携を図るための検討会を開催し、交付に係る仕組み・手順を確立し、平成16年1月から実施した。

登録出荷団体等からの指定野菜価格安定対策に係る生産者補給交付金等については、交付申請を受理した日から12業務日以内に全て交付した。

年度	15	16	17	18	19
総受理件数	437	1,278	1,493	1,397	1,383
12日以内の交付件	437	1,278	1,493	1,397	1,383
達成度合(%)	100	100	100	100	100

15年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

		c: 達成度合は、50%未満であった		19年度 a
		③ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議等での指導及び現地指導の実施[16年度以降の指標]	ブロック会議、担当者研修会、登録出荷団体協議会、現地指導等を実施し、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導するとともに、県連開催の農協研修会においても現地指導を実施した。	16年度 a
		a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	○平成16年度: ブロック会議(全国6ブロック) 4/19~5/24 担当者研修会 6/30~7/2 現地指導(登録出荷団体10カ所、農協20カ所) 8/3~2/18 登録出荷団体等に対して生産者補給交付金等の交付の迅速化に関する文書を発表	17年度 a
		平成16年度以降の評価指標	○平成17年度: ブロック会議(全国9ブロック) 4/14~5/26 担当者研修会 6/29~7/1 登録出荷団体協議会 1/27 現地指導(登録出荷団体11カ所、農協20カ所) 8/25~3/3	18年度 a
			○平成18年度: ブロック会議(全国9ブロック) 5/11~5/31 担当者研修会 7/5~7/7 登録出荷団体協議会 2/9 現地指導(登録出荷団体11カ所、農協22カ所) 9/7~12/8	19年度 a
			○平成19年度: ブロック会議(全国7ブロック) 5/10~6/5 担当者研修会 7/24~25、3/6 現地指導(26カ所) 5/28~2/26	
(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。 [参考]平成14年度実績: 60業務日	(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加すること等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。 [参考]平成14年度実績: 60業務日	◇(2) 交付申請を受理した日から40業務日以内の交付	【事業報告書の記述】	
		① 仕組み・手順の確立 [15年度のみ] a: 確立した c: 確立しなかった	登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付できるよう、業務担当課と経理部との緊密な連携を図るための検討会を開催し、交付に係る仕組み・手順を確立し、平成16年1月から実施した。	15年度 a
		② 仕組み・手順の確立後における40業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数	登録出荷団体等からの契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、交付申請を受理した日から40業務日以内に全て交付した。	15年度 a
				16年度

とし、分子をそのうち40業務日以内に交付した件数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

年度	15	16	17	18	19
総受理件数	0	7	14	8	10
40日以内の交付件	0	7	14	8	10
達成度合(%)	-	100	100	100	100

a  
17年度  
a  
18年度  
a  
19年度  
a

③ 申請様式の簡素化の検討及び必要に応じた簡素化の実施[15年度のみ]

- a: 簡素化した又は簡素化の必要がなかった
- c: 必要はあったが、簡素化を行わなかった

平成15年10月1日に添付資料の一部を不要とする等交付申請様式の簡素化を実施した。  
さらに、申請様式の一層の簡素化を行うため、交付実績のあった登録出荷団体等から意見を聴取した。

15年度  
a

④ 登録出荷団体等に対する申請書類の整備等に係る研修会の開催

- a: 取り組みは十分であった
- b: 取り組みはやや不十分であった
- c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 開催した
  - c: 開催しなかった
- 平成15年度までの評価指標

登録出荷団体等に対し申請書類の整備等に係る研修会を以下のとおり開催した。

平成15年度  
登録出荷団体等研修会(1回・出席者126名)  
平成16年度  
ブロック会議(全国6ブロック) 4/19~5/24  
登録出荷団体等研修会(1回・出席者156名)  
担当者研修会 6/30~7/2  
現地指導(登録出荷団体1カ所)

平成17年度:  
ブロック会議(全国9ブロック) 4/14~5/26  
担当者研修会 6/29~7/1  
登録出荷団体協議会 1/27

平成18年度:  
ブロック会議(全国9ブロック) 5/11~5/31  
担当者研修会 7/5~7/7  
登録出荷団体協議会 2/9

平成19年度:  
ブロック会議(全国7ブロック) 5/10~6/5  
担当者研修会 7/24~7/25等

15年度  
a  
16年度  
a  
17年度  
a  
18年度  
a  
19年度  
a

⑤ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交

ブロック会議、担当者研修会、登録出荷団体協議会を開催し、制度の運用改善について指導した。また、現地指導等を実施し、登録出荷団体

16年度  
a

		<p>付について全国会議等での指導及び現地指導の実施[16年度以降の指標]</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった <u>平成16年度以降の評価指標</u></p>	<p>からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。</p> <p>○平成16年度: ブロック会議(全国6ブロック) 4/19~5/24 担当者研修会 6/30~7/2 現地指導(登録出荷団体1カ所)</p> <p>○平成17年度: ブロック会議(全国9ブロック) 4/14~5/26 担当者研修会 6/29~7/1 登録出荷団体協議会 1/27 現地指導(登録出荷団体1カ所)</p> <p>○平成18年度: ブロック会議(全国9ブロック) 5/11~5/31 担当者研修会 7/5~7/7 登録出荷団体協議会 2/9 現地指導(登録出荷団体1カ所)</p> <p>○平成19年度: ブロック会議(全国7ブロック) 5/10~6/5</p> <p>担当者研修会 7/24~7/25、3/6 現地指導(農協研修9件、県法人会議4件)</p> <p>[特記事項] (19年度) ○ 加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等を開催した。また、農林水産省と共催で、「国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰事業」を創設し、加工・業務向け国産野菜の生産拡大に向け、産地と実需者等の連携した優れた取組みを対象として、3月19日に農林水産省講堂において、第1回の表彰式を開催した。</p>	<p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>(3) ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等に係る情報を、原則として四半期ごとに公表する。 [参考]平成14年度実績:年1回</p>	<p>(3) 野菜価格安定制度の実施状況について、原則として四半期ごとに、制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等をホームページ、広報誌等により公表する。 [参考]平成14年度実績:年1回</p>	<p>◇(3) 公表項目、公表様式の検討、作成 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p> <hr/> <p>◇(4) 交付予約数量等のホームページ、広報誌等による公表 [16年度以降の指標] 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び</p>	<p>【事業報告書の記述】 業務の透明性の確保を図るため、ホームページ、広報誌等により公表することができるよう、その公表項目及び公表様式の検討を行うとともに、様式の作成を行い、平成16年度3月からホームページ等に掲載した。</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 中期計画においては、平成16年度から、四半期ごとに交付実績等を公表することとしていたが、ユーザーの利便性を向上させるため、開始時期を前倒しし、平成16年3月から毎月公表した。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>

3 砂糖関係業務

砂糖については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖の製造事業の経営の安定等に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。

平成19年度以降の目標

てん菜については、基本計画に掲げる高性能機化体系の確立、直播栽培技術の改善等による生産コストの1割程度の低減及び需

3 砂糖関係業務

出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに(指定野菜価格安定対策事業にあつては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあつては、4月から7月まで及び9月か

ら翌年1月まで。)、交付実績については、毎月、ホームページ及び広報誌により公表する。

分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

○3 砂糖関係業務

年度	15	16	17	18	19
計画回数	0	12	12	12	12
実績回数	1	12	12	12	12
達成度合(%)	—	100	100	100	100

〔特記事項〕  
(16年度)

○ 相次ぐ台風の襲来、産地の切り替わる10月に入ってから長雨、日照不足等の影響に伴う野菜の供給量の不足と価格の高騰(10月20日過ぎには指定野菜全体で平年比約2.5倍、はくさい、キャベツ、レタス等では5~6倍まで価格が大きく上昇)に対応する観点から、平成16年10月25日、機構内に、「緊急野菜供給対策本部」を設置(12月末まで計10回開催)し、農林水産省との連携の下、野菜の安定供給のための以下の対策を実施した。

- i) 農林水産省との連携の下、野菜の安定供給を確保するため、11月より、軟弱野菜や不揃い品の出荷促進を行った生産者に対する出荷奨励金の交付事業(平成16年度冬期野菜供給確保需給調整事業)を実施(その増加数量は7,761t(5%増)、奨励交付額は98,181千円)
- ii) 機構のホームページで野菜の価格情報や関係事業の実施内容の情報を提供

指標の総数: 89

評価aの指標数: 89 × 2点 = 178点

評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点

評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点

合計 178点 (178/178=100%)

18年度  
a

19年度  
a

A

要動向に応じた作付指標の作成とこれに基づく計画的生産の推進、さとうきびについては、基本計画に掲げる担い手の生産規模の拡大、機械化一貫体系の確立等による労働時間の2割程度の低減及び優良品種の育成・普及、収穫作業

の平準化による適期植付、早期株出管理の実施等に通じた単収の向上・安定化による生産コストの2割程度の低減に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務及び砂糖に係る補助業務を以下のとおり実施する。

平成17、18年度の目標

砂糖については、国内産糖と輸入糖との価格差、てん菜・さとうきびの生産の省力化の遅れ等の課題に対応し、てん菜に関しては直播栽培等による生産の省力化(基本計画に掲げる労働時間の2割程度の減少)等通じた計画的生産、さとうきびに関しては、機械化一貫体系の導入による生産の省力化(基本計画に掲げる労働時間の6割程度の減少)、優良品種の導入や新たな技術の普及等による生産性の向上(基本計画に掲げる収量の1割程度の増加、生産コストの3割程度の低減)等を通じた国内生産の維持増大に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務及び砂糖

に係る補助業務を以下のとおり実施する。  
平成16年度までの目標

(1) 砂糖の価格調整

- ① 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

平成19年度以降の目標

- ② 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。  
[参考]平成14年度実績：20業務日

(1) 砂糖の価格調整

- ① 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

平成19年度以降の計画

- ② 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。  
[参考]平成14年度実績：20業務日

(1) 砂糖の価格調整

- ◇① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化  
8業務日以内の交付  
分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。

[19年度のみ]

- a: 達成度合は、90%以上であった  
b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満であった

平成19年度以降の評価指標

- ◇② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化  
ア 18業務日以内の交付  
分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった  
b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満であった

イ 進行管理の強化、事務手続き

【事業報告書の記述】

甘味資源作物交付金については、概算払請求書を受理した日から8業務日以内に全て交付した。

【達成度合等】

本事業は、平成19年10月からの事業であるので、19年度のみ評価となっている。

対象国内産糖製造事業者からの国内産糖交付金については、交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。

年度	15	16	17	18	19
受理期	25	40	40	39	34
完了期	25	40	40	39	34

事務処理の迅速化等を図るため、進行管理表を作成し、各課に担当

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度

		<p>の見直し [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>者を配置するとともに、部に管理責任者を選定した。(平成15年10月1日作成) 進行管理表に基づき、経理部に進行管理経過を連絡するとともに、交付金の支払いに関し打ち合わせを行い迅速な交付を行った。 また、規程等を改正し、事務所等からの実績報告の提出時期を早めるとともに、申請者が提出する書類の簡素化を図った。</p>	a																		
<p>③ ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。 [参考]平成14年度実績: 翌月の30日</p>	<p>③ ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。 [参考]平成14年度実績: 翌月の30日</p>	<p>◇③ 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の公表</p> <p>ア 翌月の20日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 集計事務の合理化、報告期限の見直し、進行管理の強化 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ホームページ等における、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量の公表については、翌月20日までに全て公表した。</p> <table border="1" data-bbox="1249 699 1971 790"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表回数</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>完了回数</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>事務手続きの合理化等を図るため、進行管理表を作成し、各課に管理担当者を配置するとともに、部に管理責任者を選定した。 また、規程等を改正し、事務所等からの実績報告の提出時期を早めた。</p>	年度	15	16	17	18	19	公表回数	6	12	12	12	12	完了回数	6	12	12	12	12	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p> <p>15年度 a</p>
年度	15	16	17	18	19																	
公表回数	6	12	12	12	12																	
完了回数	6	12	12	12	12																	
<p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>① 砂糖に係る補助事業は、砂糖又はてん菜・さとうきびの生産・流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための</p>	<p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>① 砂糖に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、平成17年度までに集中的に行い、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携</p>	<p>(2) 砂糖に係る補助</p>																				



事業で、(i)国の補助事業を補完するためのもの、(ii)砂糖をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

の下に、機動的・弾力的に実施する。

ア 砂糖の生産・流通の合理化のための事業  
国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、効率的な製造設備の整備、従業員の早期退職の促進等を行う。

ア 砂糖の生産・流通の合理化のための事業  
国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、以下の措置を講じる。

① 砂糖の生産・流通の合理化のための事業

a てん菜糖企業については、集荷製造流通コストの低減に向けた環境・省エネ設備の整備・導入等を図る。

◇ア てん菜糖企業における、集荷製造流通コストの低減に向けた環境・省エネ設備の整備・導入等

(ア) 中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(イ) てん菜糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等

【事業報告書の記述】

中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減を図るため、てん菜糖企業による製造等設備の導入を図った。事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画件数	2	2	2	-	-
導入件数	2	2	2	-	-

【その他特記事項】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

てん菜糖の製造経費の縮減を図るため、てん菜糖企業による製造等設備の導入を図った。

15年度  
a  
16年度  
a  
17年度  
a  
18年度  
-  
19年度  
-  
15年度  
a

分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(ウ) ライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化に資する農業機械等の導入  
分母を機械等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(エ) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画件数	7	6	3	—	—
導入件数	7	6	3	—	—

【その他特記事項】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

ライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化を図るため、てん菜糖企業による機械等設備の導入を図った。  
事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画件数	2	4	1	—	—
導入件数	2	4	1	—	—

【その他特記事項】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

省エネルギー化を図るため、てん菜糖企業による製造等設備の導入を図った。  
事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画件数	1	4	1	—	—
導入件数	1	4	1	—	—

【達成度合等】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
—

19年度  
—

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
—

19年度  
—

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
—

19年度  
—

b 甘しや糖企業については、集荷製造コスト低減に向けた管理部門におけるシステム化等を図る。

◇イ 甘しや糖企業における、集荷製造コスト低減に向けた管理部門のシステム化等

(ア) 甘しや糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(イ) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

c 精製糖企業については、製造部門の合理化の促進等を図る。

◇ウ 製造設備の廃棄等、製造部門の合理化の促進等  
分母を精製糖企業合理化促進計画数とし、分子をその実績数とする。

【事業報告書の記述】

甘しや糖の製造経費の縮減を図るため、甘しや糖企業による製造等設備の導入を図った。  
事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画件数	17	7	9	-	-
導入件数	17	7	9	-	-

【達成度合等】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

省エネルギー化を図るため、甘しや糖企業による製造等設備の導入を図った。  
事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画件数	6	3	2	-	-
導入件数	6	3	2	-	-

【達成度合等】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

【事業報告書の記述】

製造設備の廃棄等、合理化促進計画に基づいて実施される精製糖企業による合理化を図った。  
事業実施計画上の計画数及び実績数は下表のとおりであった。その際、精製糖企業から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
-

19年度  
-

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
-

19年度  
-

15年度  
a

16年度  
a

イ 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業  
 てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、てん菜については、直播栽培の促進、優良品種の導入、集出荷の合理化等、さとうきびについては、生産性の向上に必要な技術の普及、優良品種の導入等を行う。

イ 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業  
 てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。  
 a てん菜については、直播栽培用の農業機械の導入、優良品種の導入、集出荷の合理化等を行う。

a: 達成度合は、90%以上であった  
 b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
 c: 達成度合は、50%未満であった

② 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業

◇ア てん菜における、直播栽培用の農業機械の導入、優良品種の導入、集出荷の合理化等の実施

(ア) 直播栽培の促進に資する農業機械の導入等  
 分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

a: 達成度合は、90%以上であった  
 b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
 c: 達成度合は、50%未満であった

(イ) 湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等  
 分母を作業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

年度	15	16	17	18	19
計画件数	52	74	22	—	—
導入件数	51	74	22	—	—

【達成度合等】  
 本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

【事業報告書の記述】  
 直播栽培の促進を図るため、地区の農業協同組合等による農業機械の導入を図った。  
 事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画台数	36	28	27	16	52
導入台数	36	28	27	16	52

湿害対策を図るため、地区の農業協同組合等による作業機械の導入を図った。  
 事業実施計画上の導入数及び実績上の導入数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

17年度 a  
 18年度 -  
 19年度  
 15年度 a  
 16年度 a  
 17年度 a  
 18年度 a  
 19年度 a  
 15年度 a  
 16年度 a

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

年度	15	16	17	18	19
計画台数	15	23	40	6	25
導入台数	15	23	40	6	25

17年度  
a  
18年度  
a  
19年度  
a

- (ウ) 海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進  
分母を増殖のための事業計画上の母根生産量とし、分子を事業実施上の母根生産量とする。

海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進を図るため、甘味資源振興会による、優良品種の母根の育成を図った。事業実施計画上の母根生産計画数及び実績数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

年度	15	16	17	18	19
計画本数	5,000	5,000	5,000	-	-
導入本数	6,322	4,520	5,059	-	-

15年度  
a  
16年度  
a  
17年度  
a

【達成度合等】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

18年度  
-  
19年度  
-

- (イ) 播種作業等の省力化のための農業機械等の開発  
分母を機械の事業計画上の開発数とし、分子を事業実施上の開発数とする。

播種作業等の省力化を図るため、甘味資源振興会による播種作業機械の開発を図った。事業実施計画上の開発数及び実績数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

年度	15	16	17	18	19
計画件数	1	4	2	-	-
導入件数	1	4	2	-	-

15年度  
a  
16年度  
a  
17年度  
a

【達成度合等】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

18年度  
-  
19年度  
-

(オ) 品質管理の徹底に資する貯蔵機材等の導入

分母を貯蔵器材等の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

品質管理の徹底を図るため、地区の農業協同組合等による貯蔵機材等の導入を図った。

事業実施計画上の貯蔵シート及びストックポイントの導入計画数及び実績数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

(単位 貯蔵シート:枚、ストックポイント:基)

年度	15	16	17	18	19
貯蔵シート					
計画数	2,618	2,419	2,139	-	-
導入数	2,578	2,419	2,139	-	-
ストックポイント					
計画数	36	216	42	-	-
導入数	36	215	42	-	-

【達成度合等】

本事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は評価していない。

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
-

19年度  
-

b さとうきびについては、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等を行う。

◇イ さとうきびにおける、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等

(ア) 農地集積の支援

分母を事業計画上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とし、分子を事業実績上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

【事業報告書の記述】

農地集積の支援を図るため、地区の農業協同組合等による農地集積を図った。

事業実施計画上の農地集積面積、小規模荒廃地農地再整備面積の計画数及び実績数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

(単位:a)

年度	15	16	17	18	19
計画数	10,210	6,640	7,715	2,855	4,955
導入数	9,835	6,640	7,715	2,855	4,955

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

(イ) 収穫機械等の整備・導入等  
分母を収穫機械等の事業計画上の導入数とし、分子を事

収穫機械等の整備・導入等を図るため、地区の農業協同組合等による収穫機械等の導入を図った。

事業実施計画上の導入数及び実績数は下表のとおりであった。その

15年度  
a

業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画台数	71	90	104	66	70
導入台数	71	90	104	66	70

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

- (ウ) 施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及  
分母を検討会の事業計画上の実施数とし、分子を事業実績上の実施数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

施肥体系を含めた栽培技術の検討を行い、その普及の支援を図るため、地区の農業協同組合等による検討会を実施した。事業実施計画上の実施数及び実績数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

年度	15	16	17	18	19
計画数	90	54	5	3	3
実施回数	120	54	5	3	3

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

- (エ) 病害虫の防除及び優良種苗の供給等  
分母を病害虫の防除資材及び優良種苗の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

病害虫の防除及び優良種苗の供給等を図るため、地区の農業協同組合等による防除資材及び優良種苗の導入を図った。事業実施計画上の病害虫の防除資材及び優良種苗の導入計画数及び実績数は下表のとおりであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。

(単位 防除資材:基、優良種苗:本)

年度	15	16	17	18	19
防除資材					

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

計画数	190	160	10,113	-	-
導入数	190	160	10,113	-	-
優良種苗					
計画数	724,173	3,969,000	4,247,000	260,470	261,992
導入数	660,434	3,868,995	4,247,000	260,470	247,120

注:16年度及び17年度については、前年度の災害対策分を含む。

【達成度合等】

防除資材の導入事業は、平成17年度までの事業であるので、18年度以降は優良種苗の導入により評価した。

ウ 砂糖に対する理解の促進のための事業

消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。

ウ 砂糖に対する理解の促進のための事業

消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における砂糖の効用等に対する理解度を15年度と比較し5%以上向上させる。

◇③ 砂糖に対する理解の促進のための事業

ア オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発

- a: 取り組みは十分であった
- b: 取り組みはやや不十分であった
- c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した
- c: 実施しなかった

平成15年度までの評価指標

以下のとおり、小・中・高校生、若い女性、主婦等を対象として「砂糖についての誤解の払拭」、「砂糖が持つ効用」等の情報提供を行うとともに、オピニオンリーダーの育成等を行うことにより、砂糖に対する理解の促進を図った。

- ・中・高校生向け(食育啓蒙用)パンフレットの作成・配布
- ・一般消費者向けポスターの作成・配布
- ・子供用絵本の作成・配布
- ・主婦向けラジオスポットの放送
- ・子供、母親向けテレビスポットの放映
- ・新聞(主婦向け家庭面等)掲載
- ・雑誌掲載
- ・オピニオンリーダー3,509名に対して、砂糖生活情報誌(会報誌)の制作・配布、砂糖勉強会の開催等

年度	15	16	17	18	19
オピニオンリーダー(人)					
オピニオンリーダー	2,010	2,578	3,105	3,320	3,509
うちヘットリーダー	4	4	4	14	24

消費者を対象としたシンポジウム(糖業協会主催)を開催した。計画上の開催回数及び実績回数は下表のとおりであった。

年度	15	16	17	18	19
計画数	2	3	3	3	3
開催回数	4	3	3	3	3

イ 消費者を対象としたシンポジウムの開催(年度計画の回数に対して)

- a: 達成度合は、100%以上であった
- b: 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c: 達成度合は、70%未満で

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a



4 でん粉関係業務  
 でん粉については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手によるでん粉原料用いもの需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、

4 でん粉関係業務

あった

ウ 砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査の実施  
 a: 取り組みは十分であった  
 b: 取り組みはやや不十分であった  
 c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

( a: 実施した  
 c: 実施しなかった  
 平成15年度までの評価指標 )

エ 理解度の向上  
 砂糖の効用等に対する理解度を15年度の結果に対して5ポイント以上向上させる。[19年度のみ]

a: 達成度合は、100%以上であった  
 b: 達成度合は、70%以上100%未満であった  
 c: 達成度合は、70%未満であった

○4 でん粉関係業務

砂糖の効用等に対する理解度を測定するため、シンポジウムの開催に併せてアンケート調査を下表のとおり実施した。

年度	15	16	17	18	19
シンポジウム開催数	4	3	3	3	3
アンケート実施回数	4	3	3	3	3

18年度 a  
 19年度 a  
 15年度 a  
 16年度 a  
 17年度 a  
 18年度 a  
 19年度 a  
 19年度 a

砂糖の効用等に対する理解度は、平成15年度の理解度65.9%から、平成19年度の理解度77.3%に11.4ポイント向上した。

年度	15	16	17	18	19
アンケート (単位:実施回数=回、理解度=%)					
実施回数	4	3	3	3	3
理解度	65.9	69.7	70.3	76.5	77.3

指標の総数: 6  
 評価aの指標数: 3×2点=6点  
 評価bの指標数: 0×1点=0点  
 評価cの指標数: 0×0点=0点  
 合計 6点 (6/6=100%)

A

<p>国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定等に資するよう、でん粉の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。</p> <p>平成19年度以降の目標</p>				
<p>(1) でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>平成19年度以降の目標</p>	<p>(1) でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>平成19年度以降の計画</p>	<p>◇① でん粉原料用いも交付金 交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。[19年度のみ]</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 国内産いもでん粉交付金については、概算払請求書を受理した日から8業務日以内に全て交付した。</p>	<p>19年度 a</p>
<p>(2) 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>平成19年度以降の目標</p>	<p>(2) 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>平成19年度以降の計画</p>	<p>◇② 国内産いもでん粉交付金 交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。[19年度のみ]</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>平成19年度以降の評価指標</p>	<p>【事業報告書の記述】 対象国内産いもでん粉製造事業者からの国内産いもでん粉交付金については、交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。</p>	<p>19年度 a</p>

<p>(3) ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。</p> <p>平成19年度以降の目標</p>	<p>(3) ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。</p> <p>平成19年度以降の計画</p>	<p>◇③ 輸入指定でん粉等の売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表〔19年度のみ〕</p> <p>翌月の20日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>平成19年度以降の評価指標</p>	<p>【事業報告書の記述】 ホームページ等における、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量の公表については、翌月20日までに全て公表した。</p>	<p>19年度 a</p>
<p>5 蚕糸関係業務 蚕糸については、蚕糸業の経営の安定等に資するよう、生糸の輸入調整に係る業務及び蚕糸に係る補助業務を以下のとおり実施する。</p>	<p>5 蚕糸関係業務</p>	<p>○5 蚕糸関係業務</p>	<p>指標の総数: 25 評価aの指標数: 25 × 2点 = 50点 評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点 合計 42点 (42 / 42 = 100%)</p>	<p>A</p>
<p>(1) 生糸の輸入調整</p> <p>① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。 〔参考〕平成元年度実績:</p>	<p>(1) 生糸の輸入調整</p> <p>① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、事務処理の迅速化等により、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。</p>	<p>(1) 生糸の輸入調整</p> <p>◇① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合における輸入によって保有する生糸の売渡し</p> <p>ア 13業務日以内の売買契約の締結</p>	<p>【事業報告書の記述】 国産生糸の価格が騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められなかったため、生糸の売渡しを実施しなかった。</p>	<p>-</p>

15業務日

[参考]平成元年度実績:  
15業務日

分母を売渡し入札における落札者数とし、分子を13業務日以内に売買契約を締結した者の数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった  
(実施した年度のみ評価を行う)

- イ 市場価格の動向と需給事情の日々の把握、過去の事例を参考にした業務の手順の点検(業務の手順の点検は15年度のみ)
  - a: 取り組みは十分であった
  - b: 取り組みはやや不十分であった
  - c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した
  - c: 実施しなかった
- 平成15年度までの評価指標

- ② ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

- ② ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

◇② 売買実績に係る情報の公表

- ア 翌月の20日までの公表
  - 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。
  - a: 達成度合は、90%以上であった
  - b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
  - c: 達成度合は、50%未満であった

生糸の現物価格及び先物相場並びに市中在庫の日計表を作成し、市場の動向と需給事情を日々把握した。  
また、過去の事例を参考に業務の手順を点検するため、昭和60年以降の事例を調査し、業務処理手順(フローチャート)を作成した。

【事業報告書の記述】

ホームページにおける、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績の公表については、翌月20日までに全て公表した。

年度	15	16	17	18	19
公表回数	6	12	12	12	12
完了回数	6	12	12	12	12

15年度 a  
16年度 a  
17年度 a  
18年度 a  
19年度 a  
15年度 a  
16年度 a  
17年度 a  
18年度 a

				19年度 a
<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、繭の高品質化、養蚕作業の省力化・効率化等の取組を通じ、蚕糸業の経営の安定を図る事業であって、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。</p> <p>平成17年度以降の目標</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、繭・生糸の生産流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で、(i)国の補助事業を補完するためのもの、(ii)蚕糸をめぐる諸事情の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国・事業実施主体との明確な役割分担と連携の下に、機</p>	<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>具体的には、繭の品質評価システムの導入によって高品質繭の生産誘導を図るとともに、養蚕文化継承地域において、共同飼育した稚蚕を養蚕農家へ配蚕することにより、養蚕作業の省力化・効率化を図ることを目的とする繭糸の生産・流通の合理化のための事業を実施する。</p>	<p>イ 集計事務の合理化、進行管理の強化 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>◇(2) 蚕糸に係る補助</p>	<p>ホームページにおいて、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表するため、売買状況表を毎日作成し、担当者を配置して、集計事務の合理化と進行管理を強化した。</p>	15年度 a

動的・弾力的に実施するものとする。  
平成16年度までの目標

- ① 繭糸の生産・流通の合理化のための事業  
繭の高品質化、養蚕作業の省力化・効率化等の取組を通じ、蚕糸業の経営の安定を図る

平成16年度までの目標

- ① 繭糸の生産・流通の合理化のための事業  
繭の品質評価システムの導入によって高品質繭の生産誘導を図るとともに、養蚕文化継承地域において、共同飼育した稚蚕を養蚕農家へ配蚕することにより、養蚕作業の省力化・効率化を図る。

平成16年度までの計画

- ② 絹織物等に対する理解の促進のための事業  
消費者に対し、国内で製織・染色された絹織物・絹製品に対する理

- ② 絹織物等に対する理解の促進のための事業  
国内で製織・染色され、外国産絹製品と明確に差別化された絹織

◇① 繭糸の生産・流通の合理化のための事業

- ア 高品質繭の生産誘導を図るための補給金及び奨励金の交付  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標

- イ 1～3令までの共同飼育した稚蚕の配蚕  
分母を事業計画上の3令まで共同飼育する飼育所数とし、分子を事業実績上の3令まで共同飼育した飼育所数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった  
b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  
c: 達成度合は、50%未満であった

◇② 絹織物・絹製品の理解の促進のための事業

- ア 「日本の絹マーク」のシール、タグを添した絹織物・絹製品の流通数量の増加(年度計画

【事業報告書の記述】

繭の品質評価システムの導入によって、高品質繭の生産誘導を図るため、全国の養蚕農家で生産された繭に対して補給金及び奨励金を交付した。  
なお、事業終了後、補給金及び奨励金が繭生産農家に的確かつ速やかに支払われたことを確認した。

(単位:トン)

年度	15	16	17	18	19
生産量	775	675	625	502	431

養蚕文化継承地域における養蚕作業の省力化・効率化を図るため、1～3令まで共同飼育した稚蚕の養蚕農家への配蚕について支援した。事業実施計画上の共同飼育所計画数及び実績は下表のとおりであった。

年度	15	16	17	18	19
計画	26	24	25	21	18
実績	26	24	25	21	18

【事業報告書の記述】

国内で製織・染色された絹織物・絹製品について外国産との差別化を図るための「日本の絹マーク」のシール、タグを添付した。「日本の絹マーク」のシール、タグの添付数量の目標数及び実績数は下表のとおり

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度

解の促進のための情報提供を行う。

平成16年度までの目標

物・絹製品の流通数量を、「日本の絹マーク」の織物産地、集散地及び消費地における普及促進等を中期目標の期間の終了時まで、平成14年度の2倍以上とする。

平成16年度までの計画

の数値に対して)

- a: 達成度合は、100%以上であった
- b: 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c: 達成度合は、70%未満であった

- イ キャンペーン活動等による普及促進  
分母をキャンペーン活動等の事業実施計画上の実施件数とし、分子を実績上の実施件数とする。  
a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

りであった。

年度	15	16	17	18	19
目標	77	90	-	-	-
実績	108	97	-	-	-

【達成度合等】

絹織物・絹製品の理解の促進のための事業は、平成16年度までの事業であるので、17年度以降は評価していない。

「日本の絹マーク」が添付された絹織物理解促進を図るためのチラシ11万枚、ポスター10万枚を作成し、京都、長浜、東京、鹿児島イベント会場でこれらを配布するキャンペーンを実施した。事業実施計画上の回数及び実績は下表のとおりであった。

年度	15	16	17	18	19
計画回数	6	5	-	-	-
実績	6	5	-	-	-

【達成度合等】

絹織物・絹製品の理解の促進のための事業は、平成16年度までの事業であるので、17年度以降は評価していない。

a

15年度  
a

16年度  
a

6 情報収集提供業務

基本計画に掲げる望ましい食料消費の姿、食品の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実等に資するよう、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

6 情報収集提供業務

〇6 情報収集提供業務

指標の総数: 138  
 評価aの指標数:  $138 \times 2 \text{点} = 276 \text{点}$   
 評価bの指標数:  $0 \times 1 \text{点} = 0 \text{点}$   
 評価cの指標数:  $0 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$   
 合計 276点 ( $276 / 276 = 100\%$ )

A

- ◇(1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供
- ① 専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た情報検討委員会を分野ごとに年1回開催(15年度は各分野1回の合計

【事業報告書の記述】

農畜産業の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た「情報検討委員会」を、畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各分野については平成15年度に、でん粉については平成19年度に設置するとともに、次のとおり、各年度とも各分野ごとに年1回以上開催し、当該年度の情報収集提供業務の実施状況と次年度の計画等について検討した。

15年度  
a

16年度  
a

		<p>回数に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上100%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>15年度 畜産2月19日、野菜12月4日及び3月19日、砂糖1月29日、蚕糸2月23日</p> <p>16年度 畜産2月28日、野菜2月17日、砂糖2月25日、蚕糸2月23日</p> <p>17年度 畜産3月17日、野菜2月14日、砂糖2月16日、蚕糸2月14日</p> <p>18年度 畜産2月19日、野菜2月27日、砂糖2月21日、蚕糸2月22日</p> <p>19年度 畜産3月17日、野菜2月25日、砂糖2月22日、でん粉2月20日、蚕糸:3月18日</p> <p>【達成度合等】</p> <p>達成度合 15年度 125%(5回/4回)</p> <p>16年度 100%(各分野ごとに1回/1回)</p> <p>17年度 100%(各分野ごとに1回/1回)</p> <p>18年度 100%(各分野ごとに1回/1回)</p> <p>19年度 100%(各分野ごとに1回/1回)</p>	<p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
	<p>② 農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定するための、定期的な編集会議の開催、編集内容のとりまとめ、これに基づいた内外の重要情報の提供</p> <p>a: 取り組みは十分であった</p> <p>b: 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定し、また、関係者のコスト削減、リスク対応力の強化に資する情報提供を行うため、畜産、野菜、砂糖・でん粉・蚕糸の各分野ごとに「編集会議」を四半期ごとに開催し、具体的な編集計画の策定を行った。これに基づいて、WTO交渉を背景とした主要国の制度・政策の変更、FTA/EPA交渉相手国等における農畜産物の生産・流通の状況、家畜・家きん疾病、気候変動、新興国における需要増が畜産物需給に与える影響、加工・業務用需要への野菜産地の取組、中国等の輸出用野菜の安全対策、バイオ燃料が飼料穀物や砂糖・でん粉需給に与える影響等についての情報提供を行った。</p> <p>【達成度合等】</p> <p>次のとおり、半年間であった15年度を除いて毎年度3,000件超の情報提供を行った。</p> <p>各年度の情報提供件数 15年度 1,278件</p> <p>16年度 3,280件</p> <p>17年度 3,382件</p> <p>18年度 3,316件</p> <p>19年度 3,293件</p> <p>〔特記事項〕</p> <p>&lt;15年度&gt;</p> <p>海外駐在員事務所(ワシントン)において、米国におけるBSE発生をいち早くキャッチし、農林水産省に通報した。また、東南アジア等13ヶ国を対象に鳥インフルエンザ情報を集中的に収集・提供した。</p> <p>&lt;16年度&gt;</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>	



			<p>FTAを巡る動きの活発化や国からの要請等により、以下の海外現地調査を行い、情報を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チリの豚肉生産構造・流通実態調査(日・チリFTA関連)</li> <li>・米国の砂糖の基本政策運用及びさとうきび・ビート産地実態調査</li> <li>・FTA対象国等における野菜の生産・流通実態調査(韓国、タイ等6カ国)</li> </ul> <p>〈17年度〉 国際情報を迅速に提供するため、HPに「国際情報ウォッチ」のコーナーを新設し、従来からの畜産に加え、野菜、砂糖等についても速報性の高い海外情報の提供を開始した。 また、当機構が行った情報提供に対して外部機関等の反響や多数の記事引用があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの講演依頼:6件</li> <li>・面談等による個別説明の要請等:12件</li> <li>・記事等の他誌による引用(畜産):882件</li> </ul> <p>〈18年度〉 外部の者を対象とした調査報告会の開催など幅広い関係者との双方向の情報発信に取り組んだ。また、当機構が行った情報提供に対して外部機関等の反響や多数の記事引用があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の者を対象とした報告会等の開催:16回</li> <li>・外部からの講演依頼:13件</li> <li>・テレビ・新聞での報道:12件</li> <li>・面談等による個別説明の要請等:25件</li> <li>・記事等の他誌による引用(畜産):895件</li> </ul> <p>〈19年度〉 外部の者を対象とした調査報告会の開催など幅広い関係者との双方向の情報発信に取り組んだ。また、当機構が行った情報提供に対して外部機関等の反響や多数の記事引用があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の者を対象とした報告会等の開催:14回</li> <li>・外部からの講演依頼:20件</li> <li>・テレビ・新聞での報道:14件</li> <li>・面談等による個別説明の要請等:22件</li> <li>・記事等の他誌による引用(畜産):1,220件</li> </ul>
<p>(1) 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、価格調整又は価格調査に関する情報については原則としてすべての調査において、生産振興に関する情報について</p>	<p>(1) 情報精度、利便性の向上  情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。</p>	<p>◇(2) 情報精度、利便性の向上</p>	

<p>は必要と認められる調査において、それぞれ企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。</p>	<p>① 畜産物の需給関連数値情報、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査並びに砂糖類、でん粉、絹織物及び絹製品等の流通調査の実施に当たっては、情報精度・利用性の向上を図るため、原則として、すべての情報調査において、企画段階で専門家と情報利用者の参画を得る。</p>	<p>① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった )</p> <p>平成15年度までの評価指標</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>畜産物の需給関連数値情報、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査並びに砂糖類、でん粉、絹織物及び絹製品等の流通調査の実施に当たり、情報精度・利便性の向上を図るため、各年度の情報検討委員会において、これらの統計データ調査の実績と計画の検討を行った。</p> <p>【達成度合等】</p> <p>後掲(「評価指標及び評価方法等」の(3)①イの右の欄)のとおり、情報検討委員会の検討を踏まえた統計の改善を行った。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
	<p>② 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費の動向等に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。</p> <p>また、上記調査等に当たっては、必要と認められる調査において情報利用者のニーズに応じた的確な情報提供を行うため、企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。</p>	<p>② 専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集</p> <p>ア 専門家を活用した幅広い分野からの情報収集</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>イ 情報検討委員会における、専門家を活用した調査等の当該年度の実施状況及び次年度</p>	<p>畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費動向等に関する情報収集に当たり、専門家を「専門調査員」として現地に派遣し、調査を行わせるなどして、専門家を活用した幅広い分野からの情報収集を行った。</p> <p>・専門調査回数 15年度 13回 16年度 27回 17年度 24回 18年度 24回 19年度 19回</p> <p>【達成度合等】</p> <p>次項の「達成度合等」欄に例示するとおり、専門家を活用した幅広い分野からの情報収集を行った。</p> <p>情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の実績と計画の検討を行った。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p> <p>15年度 a</p>

		<p>の計画についての検討  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>a: 実施した  c: 実施しなかった</p> <p>平成15年度までの評価指標</p>	<p>【達成度合等】  情報検討委員会での検討を踏まえた専門調査を実施した。主要なもの  を例示すると次のとおり。  〈16年度〉  畜産: 農家段階のHACCP、コントラクターによる飼料生産、WCS(稲発酵粗飼料)営農集団  野菜: 輸入野菜増加への国内産地の対応及び消費・実需動向  砂糖: 干ばつ・台風によるさとうきび生育阻害実態、てん菜直播栽培導入事例  〈17年度〉  畜産: 生産情報公表JAS認証牛・豚肉の流通、ピッキングの現状と課題  野菜: 輸入野菜増加への国内産地の対応、需要者と産地の連携事例  砂糖: さとうきび機械化実態調査  〈18年度〉  畜産: 疾病時等の長期酪農ヘルパー、循環型農業・地産地消を実践する鶏卵業者  野菜: 野菜の契約取引事例、輸出に取り組む野菜産地  砂糖: 北海道の先導的畑作農家の経営意識調査  蚕糸: 川上・川下連携システムの成功事例調査  〈19年度〉  畜産: 稲発酵粗飼料を利用したTMR(完全混合飼料)工場、エコフィード生産への取り組み  野菜: 品目別契約取引実態調査、有機野菜の生産と実態  砂糖: さとうきび生産における規模拡大とインセンティブ  でん粉: かんしょでん粉工場の合理化への取り組み状況</p>	<p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等</p> <p>◇① アンケート調査の実施、紙面・ホームページの改善</p> <p>ア アンケート調査の実施  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>a: 実施した</p>	<p>【事業報告書の記述】  提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類情報」、「シルク情報」について、全ての読者にアンケート調査を実施するとともに、回収率向上に努めた。</p> <p>【達成度合等】  アンケートの回収率の向上に努めた結果、回収率は15年度の33.7%から19年度の49.6%まで向上した。  15年度 配布数4,771、回収率33.7%</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度</p>

		<p>c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標</p> <p>イ アンケート調査結果を踏まえた、必要なものについての紙面・ホームページの改善</p> <p>a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった 平成16年度以降の評価指標</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標</p>	<p>16年度 配布数6,266、回収率43.3% 17年度 配布数6,210、回収率45.7% 18年度 配布数6,056、回収率49.1% 19年度 配布数5,640、回収率49.6% (注)15年度は畜産、砂糖、シルクの3誌について実施。</p> <p>アンケート調査の整理・分析及び情報検討委員会での検討を行い、紙面・ホームページの改善を行った。</p> <p>○主な改善事項</p> <p>&lt;15年度&gt; ・タイムリーな情報提供のため、野菜の情報について、従来の季報(年3回発行)をやめ、16年3月から他の情報誌と同様に月刊誌を発刊。</p> <p>&lt;16年度&gt; ・「畜産の情報」のHP検索機能の強化、HP掲載統計データをエクセル形式に転換するためのシステム開発等の改善を実施。</p> <p>&lt;17年度&gt; ・「今月の野菜」等の親しみやすいコーナーを冒頭部へ移動するなど、「野菜情報」の誌面構成を改善。 ・情報ニーズの高かったブラジルのエタノール生産、EU砂糖制度改革等について現地調査を行い、「砂糖類情報」で情報を提供。</p> <p>&lt;18年度&gt; ・野菜情報総合把握システム(ベジ探)について、トップページのリニューアル、提供データ項目の拡充等の大幅な改善を実施。 ・情報ニーズの高かった次の事項を調査・情報収集し、情報提供。 - 飼料穀物需給に影響する米国のバイオエタノールやその副産物の生産動向 - 豪州の干ばつの状況等について随時情報提供(週報) - 砂糖需給に影響する米国のバイオエタノール生産や砂糖の消費拡大活動</p> <p>&lt;19年度&gt; ・「畜産の情報」(国内編)に「需給解説」コーナーを新設。 ・「今月の野菜」コーナーをリニューアル(栄養・機能性の記述に重点)。「野菜情報」記事編を全ページカラー化。 ・情報誌の表紙デザインをカラフルに一新。(畜産(20年4月～)、野菜、砂糖) ・各情報部門のHPLAYOUTを見やすく一新。 ・日々の粗糖NY相場・シカゴとうもろこし相場の価格データを提供開始。 ・「中国情報」(中国農業部情報を日本語に翻訳・整理し提供)を開始。</p>	<p>a</p> <p>19年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
--	--	--	--	--

<p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>また、中期目標の期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>◇② 情報利用者の満足度を5段階評価で3.7以上とする。 分母を5段階評価の3.7とし、分子を畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各情報誌のアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>【達成度合等】 上記の改善等を行った結果、次項の実績欄に示すとおり、情報利用者の評価(5段階評価の平均値)は中期目標期間後半において、4.0→4.1→4.2と向上基調となった。</p> <p>【事業報告書の記述】 畜産、野菜、砂糖及び蚕糸の各情報の満足度の集計結果の平均は、各年度とも中期目標の目標値3.7を上回り、達成度合は100%以上であった。</p> <p>【達成度合等】 達成度合 15年度 111%(4.1/3.7) 16年度 108%(4.0/3.7) 17年度 108%(4.0/3.7) 18年度 111%(4.1/3.7) 19年度 114%(4.2/3.7)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>(3) 情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。</p>	<p>(3) 情報の迅速かつ機動的な提供</p> <p>情報の提供は、迅速に行うこととし、事務処理体制の整備等により、情報の種類に応じ以下に掲げる期間内に公表を行う。</p> <p>また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせ、調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行う。</p>	<p>◇(4) 情報の迅速かつ機動的な提供</p> <p>① 進行管理システムの整備[15年度のみ] a: 整備した c: 整備しなかった</p> <p>② 国からの緊急な問い合わせや調査依頼があった場合の機動的な対応 a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分で</p>	<p>【事業報告書の記述】 情報の提供状況を把握するため、15年10月末までに進行管理システムを整備した。</p> <p>【達成度合等】 上記のとおり、進行管理システムを整備した。</p> <p>国からの緊急な問い合わせに対し、資料を送付するなど全て迅速に対応した。 海外情報に係る問い合わせについては、海外駐在員事務所も活用し、機動的に対応した。 ・国からの緊急的な問い合わせに対する対応件数 15年度:42件、16年度:83件、17年度:75件、 18年度:130件、19年度:103件</p>	<p>15年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>

	<p>あった 平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 対応した又は対応する必要がなかった c: 必要はあったが、対応しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>【達成度合等】 国からの緊急の問い合わせに対して、職員の専門的知見、海外駐在員事務所、既存の資料等の活用により、全て迅速に対応した。</p>	<p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>ア 畜産関係</p> <p>a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 週報: 情報収集の翌週</p> <p>(b) 月報: 情報収集の翌月</p> <p>(c) ホームページ: 月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外の主要国の畜産関係政策変更等</p> <p>海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供。</p>	<p>③ 畜産関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>提供件数に対する期間内に公表した件数の割合(達成度合)は、各年度とも90%以上であった。 海外情報の収集に当たり、現地の事情に精通した海外駐在員事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p> <p>【達成度合等】 達成度合 15年度 99.6%(753件/756件) 16年度 99.7%(1,822件/1,828件) 17年度 100%(1,964件/1,964件) 18年度 100%(1,929件/1,929件) 19年度 100%(1,952件/1,952件)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>イ 野菜関係</p> <p>a 卸売市場の市況情報(日別・旬別): 情報収集の翌日</p> <p>b 気象情報: 情報収集の翌</p>	<p>④ 野菜関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p>	<p>提供件数に対する期間内に公表した件数の割合(達成度合)は、各年度とも90%以上であった。</p> <p>【達成度合等】 達成度合 15年度 98.2%(107件/109件)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p>

<p>日</p> <p>c 貿易情報(月別):情報収集の翌日</p> <p>d 消費情報(月別):情報収集の翌日</p> <p>e 国内、海外調査結果等:情報収集の翌々月。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>	<p>a: 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>16年度 100%(514件/514件)</p> <p>17年度 100%(510件/510件)</p> <p>18年度 100%(532件/532件)</p> <p>19年度 100%(557件/557件)</p>	<p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>ウ 砂糖関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 月報:情報収集の翌月</p> <p>(b) ホームページ:月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供。</p>	<p>⑤ 砂糖関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>提供件数に対する期間内に公表した件数の割合(達成度合)は、各年度とも90%以上であった。</p> <p>砂糖類情報の収集提供に当たり、地域に密着した地方事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p> <p>【達成度合等】</p> <p>達成度合 15年度 97.9%(274件/280件)</p> <p>16年度 99.7%(602件/604件)</p> <p>17年度 100%(587件/587件)</p> <p>18年度 100%(513件/513件)</p> <p>19年度 100%(389件/389件)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>エ でん粉関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 月報:情報収集の翌月</p> <p>(b) ホームページ:月報と同時</p>	<p>⑥ でん粉関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上で</p>	<p>提供件数に対する期間内に公表した件数の割合(達成度合)は、90%以上であった。</p> <p>でん粉情報の収集提供に当たり、地域に密着した地方事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p> <p>【達成度合等】</p>	<p>19年度 a</p>

	<p>時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供。</p>	<p>あった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった [19年度のみ]</p>	<p>達成度合 19年度 100%(91件/91件)</p>	
	<p><u>平成19年度以降の計画</u></p> <p>オ 蚕糸関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 月報:情報収集の翌月</p> <p>(b) ホームページ:月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内・海外調査等</p> <p>国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>	<p>⑦ 蚕糸関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>提供件数件に対する期間内に公表した件数の割合(達成度合)は、各年度とも90%以上であった。</p> <p>【達成度合等】</p> <p>達成度合 15年度 96.2%(128件/133件)</p> <p>16年度 99.1%(331件/334件)</p> <p>17年度 100%(321件/321件)</p> <p>18年度 100%(342件/342件)</p> <p>19年度 100%(304件/304件)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>
<p>(4) 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を</p>	<p>(4) 消費者への情報提供</p> <p>消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とする</p>	<p>◇(5) 消費者への情報提供</p>		



促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。

るため、以下の措置を講じる。

- ① 企画段階からの消費者・有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。

- ① 消費者ニーズを把握するためのアンケート調査の実施

- a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標

- ② 消費者・有識者等の参加を得た情報検討委員会を活用した消費者ニーズや分かりやすさ等の向上の方策の検討  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

- a: 検討した  
c: 検討しなかった  
平成15年度までの評価指標

- ③ ホームページの「消費者コーナー」等を通じた情報提供への反映  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、消費者ニーズに係るアンケート調査について広報推進委員会で検討のうえ、アンケートを下表のとおり実施し、消費者の関心の高い項目(食の安全・安心等)を把握した。

年度	15	16	17	18	19
消費者ニーズ					
回収数	100	100	99	265	100
配布数	100	100	100	265	100

消費者の関心が高い情報を分かりやすく提供するため、消費者ニーズ等についてのアンケート調査結果について、消費者ニーズや分かりやすさ等の向上の方策を毎年度、畜産、野菜、砂糖、蚕糸等の部門ごとの情報検討委員会において検討した。

消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、情報検討委員会の検討結果を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」について改善を図った。

[主な改善内容]

- 15年度…消費者コーナーの文字の拡大、写真掲載の増加等  
16年度…消費者コーナーでの動画、子供向けコンテンツの提供等  
17年度…消費者の関心の高い安全・安心に係る情報の充実等  
18年度…消費者コーナーでの動画コンテンツの充実等

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

② ホームページのご意見・ご要望コーナーの活用及び消費者との意見交換会等を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。

a: 反映した  
c: 反映しなかった  
平成15年度までの評価指標

④ メディア関係者との意見交換会の開催  
a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった  
平成16年度以降の評価指標

a: 開催した  
c: 開催しなかった  
平成15年度までの評価指標

⑤ 消費者代表と関係者との意見交換会の開催(15年度は「4回以上」に対して、16年度以降は年度計画に対して)  
a: 達成度合は、100%以上であった  
b: 達成度合は、70%以上100%未満であった  
c: 達成度合は、70%未満であった

19年度・・・消費者コーナーでの農畜産物の生産過程に係る情報の充実

【特記事項】  
学校給食における地場農産物利用の現状と課題を明らかにするため、平成17年8月～9月にかけて全国の学校栄養士(栄養教諭)を対象とするアンケート調査を行い、同年11月にその取りまとめ結果を公表した。なお、この結果は、複数の新聞等の記事として掲載された。

双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、消費者に情報発信しているメディアを対象に情報提供することで消費者等の理解の促進を図るとともに、常に消費者に目が向いているメディアから消費者ニーズを把握するため、メディア関係者との意見交換会を実施した。

【メディアとの意見交換会のテーマ】  
15年度・・・食品表示、自給率、米国BSEと鳥インフルエンザ  
16年度・・・野菜、BSE、食生活とガン、砂糖  
17年度・・・中食、中国野菜、遺伝子組み換え、鳥インフルエンザ、食育  
18年度・・・牛乳・乳製品、地産地消、畜産物の生産等のあり方、Eco・フィード

19年度・・・牛乳・乳製品、食料品の値上がりと世界の穀物事情

双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、消費者等の情報ニーズを把握するため、消費者代表と関係者との意見交換会を畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各部門ごとに下表のとおり実施した。

年度	15	16	17	18	19
開催回数	5	5	4	4	4

【達成度合い等】

15年度 125% (5回/4回)  
16年度 125% (5回/4回)  
17年度 100% (4回/4回)  
18年度 100% (4回/4回)  
19年度 100% (4回/4回)

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

		<p>⑥ フォーラム等の実施</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 実施した c: 実施しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p> <p>⑦ ご意見・ご要望コーナーの活用のための措置</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 措置した c: 措置しなかった 平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、食に関する情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供し、消費者の理解の促進を図るため、食に係るフォーラム等開催した。</p> <p>[主な開催実績]</p> <p>15年度…日本の食を考える(新潟市)等 16年度…うまいもんどころ食彩フォーラム(水戸市)等 17年度…食のフォーラム(名古屋市)等 18年度…東北地域食育フォーラム(山形市)等 19年度…実践的食育講座「“食べる”ってどういうこと?」(大阪市)等</p> <p>双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、ホームページの消費者のコーナーに消費者の意見の窓口を設置するとともに、消費者代表との意見交換会やフォーラム等の概要を取りまとめた都度、ホームページに掲載し、これにも専用の「消費者の意見の窓口」を設置して広く意見を聞く体制を取った。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>																		
<p>(5) ホームページの活用等により、国民に対する情報提供の充実を図り、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。 [参考]平成14年度実績: 140万件 (農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。 平成14年度はBSEの発生</p>	<p>(5) ホームページの活用等</p> <p>ホームページの活用等による国民に対する情報提供の充実を図るため、次の措置を講じることにより、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。 [参考]平成14年度実績: 140万件</p>	<p>◇(6) ホームページの活用等</p> <p>① ホームページのアクセス件数を140万件(15年度は70万件)以上とする。</p> <p>a: 達成度は、100%以上であった b: 達成度は、70%以上100%未満であった c: 達成度は、70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>各年度とも、ホームページのアクセス件数は140万件(15年度は70万件)を上回り、計画を達成できた。</p> <table border="1" data-bbox="1234 1198 1624 1380"> <thead> <tr> <th></th> <th>アクセス件数</th> <th>(達成率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>122万件</td> <td>(174%)</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>253万件</td> <td>(181%)</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>338万件</td> <td>(241%)</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>434万件</td> <td>(310%)</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>519万件</td> <td>(371%)</td> </tr> </tbody> </table>		アクセス件数	(達成率)	15年度	122万件	(174%)	16年度	253万件	(181%)	17年度	338万件	(241%)	18年度	434万件	(310%)	19年度	519万件	(371%)	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p>
	アクセス件数	(達成率)																				
15年度	122万件	(174%)																				
16年度	253万件	(181%)																				
17年度	338万件	(241%)																				
18年度	434万件	(310%)																				
19年度	519万件	(371%)																				

に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。）

（農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。）

また、ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。

① ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。

② 上記の目的を達成するための措置

ア ホームページの活用状況を的確に把握するシステムの開発  
[15年度のみ]  
a: 開発した  
c: 開発しなかった

イ ホームページの活用状況の集計・分析[16年度以降の指標]

a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標

② 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ・パンフレット等のアンケート調査等を実施し、その結果を広報に反映させる仕組みを構築する。

ウ ホームページ、業務紹介のパンフレットについてのアンケート調査の実施

a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分であった  
c: 取り組みは不十分であった

平成16年度以降の評価指標

a: 実施した  
c: 実施しなかった  
平成15年度までの評価指標

ホームページのアクセスの集計分析が可能なシステムの導入を行った。

各年度のホームページのアクセス数を集計分析し、その結果を四半期ごとに広報推進委員会で報告した。

広報の質の向上を図るため、広報推進委員会でアンケートの実施方法を検討し、関係業界、消費者を対象にホームページ・パンフレットのアンケート調査を下表のとおり実施した。

年度	15	16	17	18	19	
ホームページ	回収数	193	200	194	365	100
	配布数	200	200	200	369	100
パンフレット	回収数	954	200	95	104	100
	配布数	4,050	200	100	100	100

注:15年度については、月報に同封。

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

15年度  
a

16年度  
a

17年度  
a

18年度  
a

19年度  
a

<p>③ 機構業務の紹介、消費者の要望する情報について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p>	<p>エ 情報検討委員会等での広報の質の向上を図るための意見の聴取  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 聴取した  c: 聴取しなかった  平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>広報の質の向上を図るため、毎年度、畜産、野菜、砂糖、蚕糸等の部門ごとの情報検討委員会において、ホームページ、パンフレットなどについて委員から意見を聴いた。</p>	<p>15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度 a  19年度 a</p>
	<p>オ 広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果を反映する。  a: 必要がなかった又は十分であった  b: 必要はあったが、やや不十分であった  c: 必要はあったが、不十分であった</p> <p>平成16年度以降の評価指標</p> <p>( a: 検討し、必要に応じて反映した  c: 必要はあったが、反映しなかった  平成15年度までの評価指標 )</p>	<p>アンケート調査結果や情報検討委員会での検討結果を踏まえ、広報推進委員会でホームページの改善方を検討し、実施した。  〔主な改善内容〕  15年度…トップページにおける消費者向け窓口の設置等  16年度…動画、英文コンテンツの作成、検索機能の強化等  17年度…関連リンクの充実、消費者向けコンテンツの掲載増加等  18年度…トップページの変更、文字サイズの切り替えボタンの設置等  19年度…消費者コーナーのレイアウト変更、専門用語集の掲載等</p>	<p>15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度 a  19年度 a</p>
	<p>カ 機構業務の紹介、消費者の要望する情報(特に「消費者コーナー」)について、月2回以上の掲載情報の更新  a: 達成度合は、100%以上であった  b: 達成度合は、70%以上100%未満であった  c: 達成度合は、70%未満で</p>	<p>消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について、全ての月において「月2回以上」を上回る更新を行った。</p>	<p>15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度</p>

		あった		a 19年度 a																								
(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	(6) 照会事項に対する対応等  独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、マニュアルを作成し迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	◇(7) 照会事項に対する対応等 ① 照会対応マニュアルの作成 [15年度のみ] a: 作成した c: 作成しなかった  ② 情報提供した事項に関する照会については、原則として翌業務日以内に対応する  a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった	【事業報告書の記述】 照会対応マニュアルを策定(平成15年12月26日付け15農畜機第1454号)し、職員に対してその周知徹底を図りつつ、照会に対応した。  照会数及び翌業務日以内の回答数は下表のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="1249 643 1933 762"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照会件数</td> <td>166</td> <td>151</td> <td>219</td> <td>133</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>翌業務日以内の回答件数</td> <td>165</td> <td>151</td> <td>219</td> <td>133</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>達成度合い(%)</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	15	16	17	18	19	照会件数	166	151	219	133	235	翌業務日以内の回答件数	165	151	219	133	235	達成度合い(%)	99	100	100	100	100	a 15年度 a  15年度 a  16年度 a  17年度 a  18年度 a  19年度 a
年度	15	16	17	18	19																							
照会件数	166	151	219	133	235																							
翌業務日以内の回答件数	165	151	219	133	235																							
達成度合い(%)	99	100	100	100	100																							
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画	1. 大項目の評価結果 A  (当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価結果に基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「事業費及び一般管理費の削減に関する取組」、「収支計画の実績状況」、「余裕金の運用状況」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画が達成されているものと判断した。  2. 3段階評価結果																									

1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。

○① 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）

a: 取り組みは十分であった  
b: 取り組みはやや不十分で

・中項目の総数:3  
うち  
評価Aの中項目数:3×2点=6点  
評価Bの中項目数:0×1点=0点  
評価Cの中項目数:0×0点=0点  
合計 6点 (6/6=100%)  
・評価結果:A

3. 留意事項等

① 「事務費及び一般管理費の削減に係る取組」については、第1の1及び2を参照。

② 「余裕金の効率的な運用状況」については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的な運用を行っている。  
具体的には、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施している。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施し、効率的な運用を図っている。

③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、再生債権の弁済計画に基づき求償権の回収等に努めている。

④ 関連法人等に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。関連法人等への出資金は、その目的、必要性等が検討された結果、財務諸表及び付属明細書においても引き続き適切に管理されている。なお、関連会社(21社)及び関連公益法人等(6財団)と当機構の間には契約に係る取引はない。

指標の総数:5  
評価aの指標数:5×2点=10点  
評価bの指標数:0×1点=0点  
評価cの指標数:0×0点=0点  
合計 10点 (10/10=100%)

A

































